

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第16期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社インターネットイニシアティブ

【英訳名】 Internet Initiative Japan Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 幸一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

【電話番号】 03-5259-6500

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 渡井 昭久

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

【電話番号】 03-5259-6500

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 渡井 昭久

【縦覧に供する場所】 株式会社インターネットイニシアティブ関西支社
(大阪府大阪市中央区北浜四丁目7番8号)
株式会社インターネットイニシアティブ名古屋支社
(愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号)
株式会社インターネットイニシアティブ横浜営業所
(神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番10号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
会計期間	自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30 日	自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30 日	自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30 日	自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31 日	自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31 日
(1)連結経営指標等					
営業収益 (千円)	—	26,444,034	29,990,244	49,812,584	57,054,581
営業利益 (千円)	—	1,370,428	1,816,108	2,411,144	3,500,272
税引前中間（当期）利益 (千円)	—	2,144,331	1,697,484	5,378,559	5,048,688
中間（当期）純利益 (千円)	—	2,853,920	3,477,400	4,753,570	5,409,713
株主資本 (千円)	—	19,808,092	23,786,195	20,221,938	20,112,004
総資産額 (千円)	—	44,037,432	53,237,893	50,704,989	47,693,004
1株当たり株主資本 (円)	—	97,104	115,200	99,132	98,592
基本的1株当たり中間 （当期）純利益 (円)	—	13,991	16,880	24,301	26,519
希薄化後1株当たり中間 （当期）純利益 (円)	—	13,978	16,862	24,258	26,487
株主資本比率 (%)	—	45.0	44.7	39.9	42.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	2,512,430	116,708	6,558,824	7,401,507
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△1,121,984	△4,351,993	1,804,850	△3,013,611
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△2,250,675	2,345,609	38,936	△4,559,759
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	—	12,859,745	11,669,876	13,727,021	13,554,544
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） (名)	— （—）	1,101 （59）	1,327 （48）	987 （72）	1,155 （45）
(2)提出会社の経営指標等					
売上高 (千円)	—	19,262,628	19,883,865	37,457,565	39,525,982
経常利益 (千円)	—	607,816	1,245,888	737,161	1,910,960
中間（当期）純利益 (千円)	—	1,626,478	2,071,176	4,231,131	4,876,947
資本金 (千円)	—	14,294,625	14,294,625	16,833,847	14,294,625
発行済株式総数 (株)	—	204,300	206,478	204,300	204,300
純資産額 (千円)	—	17,923,109	22,295,527	18,222,867	19,831,163
総資産額 (千円)	—	30,146,406	36,257,541	36,293,548	32,051,171
1株当たり配当額 (円)	—	—	750	—	1,500
自己資本比率 (%)	—	59.4	61.5	50.2	61.9
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） (名)	— （—）	559 （21）	623 （26）	513 （17）	560 （16）

（注） 1 第15期中間会計期間が半期報告書提出の初年度に当たり、第14期中間会計期間について記載しておりません。

- 2 当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の原則（以下、「米国会計基準」といいます。）に基づいて作成されております。
- 3 連結経営指標等における営業収益及び提出会社の経営指標等における売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 4 本書において、連結経営指標の税引前中間（当期）利益は、法人所得税、少数株主損益及び持分法による投資損益調整前中間（当期）利益を表示しております。
- 5 当社は、米国会計基準に基づく連結財務諸表を作成しており、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号）」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しておりません。従い、連結経営指標等における株主資本、1株当たり株主資本及び株主資本比率は、米国会計基準に基づく数値を記載しております。
- 6 連結経営指標等における1株当たり株主資本額は、各期末時点の流通株式数（発行済株式数から持分法適用関連会社が保有する当社自己株式に当社持分割合を乗じた株数を控除して算出）に基づき計算しております。但し、第15期の1株当たり株主資本額は、当社自己株式を保有していた持分法適用関連会社が期中に持分法非適用となったことより、期中平均流通株式数に基づき計算した数値を記載しております。第15期の1株当たり株主資本額を期末時点の流通株式数に基づき計算すると、98,443円であります。
- 7 連結経営指標等における基本的1株当たり中間（当期）純利益は、各期の期中平均流通株式数に基づき計算しております。
- 8 連結経営指標等における第14期の基本的1株当たり当期純利益及び希薄化後1株当たり当期純利益の算定にあたり、平成17年10月11日を効力発生日とした普通株式の分割（5分割）が期首に行われたものとして計算しております。
- 9 提出会社の経営指標等における純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 10 提出会社の経営指標等における1株当たり純資産額、1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益について、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。
- 11 提出会社の経営指標等における第14期、第14期中間期及び第15期中間期の1株当たり配当額について、各期とも配当を行っていないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

なお、当社は、当中間連結会計期間より、連結損益計算書におけるインターネット接続サービス売上高の内訳を、従前の「専用線型接続サービス」及び「ダイヤルアップ型接続サービス」との区分から「法人向け接続サービス」及び「個人向け接続サービス」へと変更しております。本書において、インターネット接続サービス売上高の内訳に関する前中間連結会計期間との比較分析は、当該新区分に基づいて行っております。前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度におけるインターネット接続サービス売上高の新旧の区分による内訳の比較は、本書の「第一部 企業情報 第2 1.業績等の概要 (4) 参考情報」をご参照ください。

3 【関係会社の状況】

当社は、今後の事業成長強化の基盤とするために、平成19年5月に、連結子会社(株)アイアイジェイテクノロジー及び(株)ネットケアを当社の完全子会社といたしました。これに伴い、(株)アイアイジェイテクノロジーの完全子会社である(株)アイアイジェイフィナンシャルシステムズは間接所有にて当社の完全子会社となり、当社の連結子会社であるIIJ America Inc.は、(株)アイアイジェイテクノロジーによる間接所有分を含め、当社の完全子会社となりました。

また、当社は、当中間連結会計期間において、以下の4社を新たに当社の関係会社といたしました。当中間連結会計期間末現在の各社の状況は、下記のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
GDX Japan(株)	東京都千代田区	160百万円	メッセージ交換ネットワークサービスの提供等。	51.0	役員の兼任1名、当社からの人員出向、当社サービスの購入、当社への業務委託。
(株)ハイホー	東京都千代田区	100百万円	個人向けインターネット接続サービスの提供、法人向けソリューションサービスの提供等。	100.0	役員の兼任3名、当社からの人員出向、当社サービスの購入、当社への業務委託。
(持分法適用関連会社)					
タイヘイコンピュータ(株)	東京都中央区	280百万円	ポイント管理システムの開発、構築、販売及びアウトソース受託等。	45.0	役員の兼任2名、当社サービスの購入、当社への業務委託。
(株)トラストネットワークス	東京都中央区	23百万円	ATM・ネットワークの運営事業。	33.3	役員の兼任2名、当社からの人員出向、当社サービスの購入。

(注) (株)トラストネットワークスは、当中間連結会計期間末現在において当社グループの持分法適用関連会社であります。平成19年10月に当社が同社へ485百万円を追加出資したことにより、平成20年3月期第3四半期より、当社グループの連結子会社となりました。なお、本書提出日現在、同社の資本金は322百万円であり、当社の同社に対する議決権の所有割合は60.5%であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

事業部門別の従業員数は、次のとおりであります。

平成19年9月30日現在

部門の名称	従業員数（名）
技術・サービス部門	914（42）
営業部門	234（0）
管理部門	179（6）
合計	1,327（48）

- (注) 1 従業員数として、職員及び契約社員の総数を記載しております。受入出向社員は含んでおりません。なお、括弧内はアルバイト社員数（当中間連結会計期間における平均雇用人員数）であり、外書きで示しております。
- 2 当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）は、事業セグメントを区分していないため、事業部門別の従業員数を記載しております。
- 3 当中間連結会計期間末における当社グループの連結従業員数は1,327名であり、前連結会計年度末対比にて172名増加しております。これは、平成19年4月の新卒新入社員83名の入社、平成19年6月1日に完全子会社化した㈱ハイホーの従業員10名の承継及び積極的な中途採用による増加によります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（名）	623（26）
---------	---------

- (注) 1 従業員数として、職員及び契約社員の総数を記載しております。受入出向社員は含んでおりません。なお、括弧内はアルバイト社員数（当中間会計期間における平均雇用人員数）であり、外書きで示しております。
- 2 当中間会計期間末における当社の従業員数は623名であり、前事業年度末対比にて63名増加しております。これは、主として平成19年4月の新卒新入社員35名の入社及び積極的な中途採用による増加によります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

①当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）の連結業績の概況

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、米国経済や原油価格の動向に引き続き留意する必要がありますが、企業収益の改善、設備投資の増加基調が継続し、雇用情勢の改善傾向、個人消費の持ち直しもあり、緩やかな回復基調を継続しているものと思われます。

当社グループが関連するデータ通信市場におきましては、企業のIT投資・支出意欲は引き続き堅調であり、インターネット接続の広帯域化、障害リスク対策やセキュリティ対応等を見据えた企業システムのアウトソーシング化の流れが強まっているものと認識しております。

このような事業環境の中で、当中間連結会計期間において、インターネット接続サービス、迷惑メール対策サービスやデータセンター等の付加価値サービス売上高が順調に増加し、インターネット接続及び付加価値サービスの売上総利益は、前中間連結会計期間対比にて844百万円の増加（前連結中間会計期間対比49.8%増）となり、前期から引き続き構造的な利益増加基調を継続いたしました。システムインテグレーションの売上高は、前中間連結会計期間対比にて1,049百万円増加（前中間連結会計期間対比7.9%増）し、また、システム構築案件が大口となる傾向が見られ、当中間連結会計期間末におけるシステムインテグレーション及び機器販売の受注残は前中間連結会計期間末対比8,576百万円増加（前中間連結会計期間末対比82.8%増）いたしました。

事業面では、デジタルテレビ向けテレビポータルサイト「アクトビラ」へのコンテンツ配信プラットフォームの提供等の映像配信事業への取組み、GDX Japan(株)の設立によるメッセージ交換ネットワークサービス開始への準備、個人向けISPである(株)ハイホーの買収など、当社グループの更なる中長期的な事業拡大に向けた布石を打って参りました。

これらの結果、当社グループの当中間連結会計期間の連結経営成績は、営業収益（売上高）は29,990百万円（前中間連結会計期間対比13.4%増）、売上総利益は6,179百万円（同27.1%増）、営業利益は1,816百万円（同32.5%増）となりました。税引前中間利益は、保有投資有価証券の売却益が前中間連結会計期間対比減少したことを主要因として1,697百万円（前中間連結会計期間対比20.8%減）となり、中間純利益は税効果会計による法人税等調整額（益）1,970百万円の計上があり3,477百万円（同21.8%増）となりました。

②当中間連結会計期間の経営成績の分析

i) 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、29,990百万円と前中間連結会計期間対比13.4%の増収となりました。

インターネット接続及び付加価値サービス売上高は、法人向け接続サービス売上高、付加価値サービス全般の売上高が伸張し、また個人向け接続サービスにおいて、平成19年6月に子会社化した(株)ハイホーの個人向け接続サービス売上高1,419百万円（4ヶ月間）の寄与があり、14,807百万円と前中間連結会計期間対比23.2%の増収となりました。

システムインテグレーション売上高は、企業のIT投資・支出意欲は引き続き堅調であり、ネットワークシステムの設計、構築等の一時売上、運用・保守に係る継続売上が各々順調に推移し、14,302百万円と前中間連結会計期間対比7.9%の増収となりました。

機器売上高は、顧客の要請に基づき機器調達及び販売を行うものであり、881百万円と前中間連結会計期間対比24.8%の減収となりました。

ii) 売上原価

当中間連結会計期間における売上原価は、23,811百万円と前中間連結会計期間対比10.3%の増加となりました。

インターネット接続及び付加価値サービス売上原価は、バックボーン回線費用等の売上増減に対して直接的には変動しない費用が主なものですが、当中間連結会計期間において、平成19年6月に子会社化した㈱ハイホーの売上高1,748百万円に係る原価1,488百万円（共に4ヶ月間）の追加、人件関連費用、消耗品等の増加があり、また当該期間における㈱ハイホーの償却対象の無形固定資産の定期償却21百万円も計上され、12,268百万円と前中間連結会計期間対比18.8%の増加となりました。

システムインテグレーション売上原価は、外注費及び仕入等の比較的変動的な費用が主なものであり、システムインテグレーション売上高の増加に伴い、また人件費の増加等もあり、10,787百万円と前中間連結会計期間対比5.8%の増加となりました。

機器売上原価は、機器売上高の減少に伴い、756百万円と前中間連結会計期間対比29.0%の減少となりました。

iii) 販売費、一般管理費、研究開発費

当中間連結会計期間における販売費は、主として、㈱ハイホーにおける販売費184百万円（4ヶ月間）の追加、人件関連費用及び広告宣伝費の増加等により、2,027百万円と前中間連結会計期間対比24.2%の増加となりました。

当中間連結会計期間における一般管理費は、主として、人件関連費用の増加、また事業規模拡大に伴うオフィス増床にかかる地代家賃の増加等により、2,220百万円と前中間連結会計期間対比24.9%の増加となりました。

当中間連結会計期間における研究開発費は、116百万円と前中間連結会計期間対比41.7%の増加となりました。

iv) 営業利益

当中間連結会計期間における営業利益は、インターネット接続及び付加価値サービス、システムインテグレーションにて、売上総利益が前中間連結会計期間対比にて各々844百万円及び454百万円増加したことにより、販売費及び一般管理費の増加はあったものの、1,816百万円（前中間連結会計期間対比32.5%増）となりました。

v) その他の収益（△費用）

当中間連結会計期間におけるその他の収益（△費用）は、投資有価証券の売却益が214百万円と前中間連結会計期間対比にて減少（前中間連結会計期間における投資有価証券の売却益は925百万円）したこと等により、119百万円のその他の費用（前中間連結会計期間においては、774百万円のその他の収益を計上）となりました。

vi) 税引前中間利益

当中間連結会計期間における税引前中間利益は、主として投資有価証券の売却益減少により、その他の収益（△費用）が119百万円の費用となったことから、1,697百万円（前中間連結会計期間対比20.8%減）となりました。

vii) 法人所得税、少数株主損益及び持分法による投資損益

当中間連結会計期間における法人所得税は、当中間連結会計期間において、当社グループ業績における利益規模の増加傾向を踏まえた繰延税金資産に対する評価性引当金の見直し及び連結納税制度適用の申請の実施による完全連結子会社を含めた税効果会計の適用を行ったことにより、1,970百万円の法人税等調整額（益）が計上され、1,805百万円の利益（前中間連結会計期間は960百万円の利益）となりました。

当中間連結会計期間における少数株主損益は、平成19年5月の当社連結子会社(株)アイアイジェイテクノロジー及び(株)ネットケアの完全子会社化に伴い、両社を含む当社の連結子会社4社に対する少数株主損失が生じなくなり、GDX Japan(株)の少数株主利益にて24百万円の利益（前中間連結会計期間は125百万円の損失）となりました。

当中間連結会計期間における持分法による投資損益は、(株)インターネットレボリューションに係る持分法投資損失等があり49百万円の損失（前中間連結会計期間は125百万円の損失）となりました。

viii) 中間純利益

当中間連結会計期間における中間純利益は、3,477百万円（前中間連結会計期間対比21.8%増）となりました。

③役務別の売上分析

i) インターネット接続及び付加価値サービス

法人向け接続サービスの売上高は、IPサービスの契約帯域の広帯域化、ブロードバンドサービスの契約数増加基調が継続しており、前中間連結会計期間対比8.1%増の5,981百万円となりました。

個人向け接続サービスの売上高は、IIJ4U等の自社ブランド及びOEMの売上高は減少したものの、(株)ハイホーの個人向け接続サービス売上高の寄与（1,419百万円、4ヶ月間）があり、前中間連結会計期間対比133.4%増の2,295百万円となりました。

付加価値サービスの売上高は、企業のアウトソーシングニーズの増加を背景に、メール、セキュリティ、インターネットVPN、データセンター等のネットワーク関連アウトソースサービスがいずれも順調に伸張し、前中間連結会計期間対比23.0%増の4,485百万円となりました。

その他サービスの売上高は、前中間連結会計期間対比10.2%増の2,046百万円となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間のインターネット接続及び付加価値サービスの売上高は、14,807百万円と前中間連結会計期間対比23.2%の増収となりました。売上総利益は、前中間連結会計期間対比49.8%増の2,539百万円となり、売上総利益率は前中間連結会計期間の14.1%から17.1%へ増加いたしました。

<インターネット接続及び付加価値サービスの売上高、売上原価及び売上総利益率>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	増減率
	百万円	百万円	%
インターネット接続及び付加価値サービス 売上高合計	12,019	14,807	23.2
うち、法人向け接続サービス	5,532	5,981	8.1
うち、IPサービス（インターネットデータ センター 接続サービスを含む）	4,140	4,443	7.3
うち、IIJ FiberAccess/F及びIIJ DSL/F （ブロードバンド対応型）サービス	1,049	1,280	22.0
うち、その他	343	258	△24.5
うち、個人向け接続サービス	983	2,295	133.4
うち、自社ブランド提供分	602	560	△7.1
うち、ハイホーブランド提供分	—	1,419	—
うち、OEM提供分	381	316	△17.0
うち、付加価値サービス	3,647	4,485	23.0
うち、その他	1,857	2,046	10.2
インターネット接続及び付加価値サービス 売上原価	10,324	12,268	18.8
うち、バックボーンコスト	1,747	1,668	△4.5
売上総利益率	14.1 %	17.1 %	—

<インターネット接続サービスの契約数及び総帯域>

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	増減
	契約	契約	契約
法人向け接続サービス契約数合計	17,739	22,949	5,210
うち、IPサービス（100Mbps未満）	752	811	59
うち、IPサービス（100Mbps～1 Gbps未満）	143	179	36
うち、IPサービス（1 Gbps以上）	55	61	6
うち、インターネットデータセンター 接続サービス	266	288	22
うち、IIJ FiberAccess/F及びIIJ DSL/F （ブロードバンド対応型）サービス	14,830	19,994	5,164
うち、その他	1,693	1,616	△77
個人向け接続サービス契約数合計	583,844	500,185	△83,659
うち、自社ブランド提供分	58,378	52,878	△5,500
うち、ハイホーブランド提供分	—	189,872	189,872
うち、OEM提供分	525,466	257,435	△268,031
契約総帯域	253.2 Gbps	334.9 Gbps	81.7 Gbps

ii) システムインテグレーション

当中間連結会計期間におけるシステムインテグレーションの売上高は、前中間連結会計期間対比7.9%増の14,302百万円となりました。ネットワークシステム等の設計、構築に係る一時売上は前中間連結会計期間対比1.1%増の6,721百万円となり、ネットワークシステムの運用・保守に係る継続的な売上は順調に積み上がり、前中間連結会計期間対比14.8%増の7,581百万円と継続して増加いたしました。当中間連結会計期間において、システム構築案件が大口となる傾向が見られ、それらの案件の検収が下半期に予定されていることから、当中間連結会計期間末におけるシステムインテグレーション及び機器販売の受注残は、前中間連結会計期間末対比82.8%増の18,938百万円となりました。

システムインテグレーションの売上総利益は、前中間連結会計期間対比14.8%増の3,515百万円となり、売上総利益率は24.6%となりました。

iii) 機器売上

当中間連結会計期間の機器売上高は、前中間連結会計期間対比24.8%減の881百万円となりました。売上総利益は125百万円となり、売上総利益率は14.2%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び預金の残高は、前連結会計年度末対比1,885百万円減少し、11,670百万円（前中間連結会計期間末の現金及び預金の残高は12,860百万円）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、インターネット接続及び付加価値サービスの売上総利益が増加したことを主な要因として営業利益は前中間連結会計期間対比増加したものの、検収が下半期に予定されている進捗中のシステムインテグレーション案件に関するたな卸資産及び前払費用等への支出による営業資産の増加、前期に完了したシステムインテグレーション案件の仕入れに関する未払金の減少による営業負債の減少、法人所得税の支払い等があり、これら営業資産・負債の増減を主な要因として、117百万円の収入（前中間連結会計期間は2,512百万円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、少数株主からの子会社株式の取得で1,975百万円、有形固定資産の取得で992百万円、新たに連結対象になった会社（㈱ハイホー）の株式取得に伴い912百万円の支出があり、これらを主な要因として、4,352百万円の支出（前中間連結会計期間は1,122百万円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、連結子会社2社の少数株主から両社株式を取得するための新規借入金を含む借入金（当初の返済期限が3ヶ月を超える短期借入金及び長期借入金）による調達4,060百万円（純額）、短期借入金（当初の返済期限が3ヶ月以内の短期借入金）による調達250百万円（純額）があり、またキャピタル・リース債務の元本返済で1,658百万円、配当金の支払いで306百万円の支出があり、これらを主な要因として、2,346百万円の収入（前中間連結会計期間は2,251百万円の支出）となりました。

(3) 資産、負債及び株主資本の状況

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末対比5,545百万円増加し、53,238百万円となりました。流動資産において、主として進捗中のシステムインテグレーション案件に伴うたな卸資産の増加767百万円、主としてシステムインテグレーション案件に伴う保守料等の前払費用の増加682百万円、主として評価性引当金の見直しに伴う繰延税金流動資産（純額）の増加によるその他流動資産の増加847百万円及び現預金の減少1,885百万円等が主な増減内容でありました。固定資産において、主として㈱ハイホー子会社化及び顧客ならびに自社用設備増加等による有形固定資産の増加1,468百万円、連結子会社株式の追加取得による2,302百万円の営業権等の計上及び㈱ハイホーの株式譲受による659百万円の営業権等（うち、償却対象の無形固定資産は289百万円）の計上による無形固定資産の増加2,940百万円及び主として評価性引当金の見直しに伴う繰延税金固定資産（純額）の増加によるその他固定資産の増加1,217百万円等が主な増減内容でありました。当中間連結会計期間末における売却可能有価証券の簿価は、前連結会計年度末対比266百万円減少し、1,043百万円となりました。また、流動負債では、主として連結子会社株式の追加取得のための短期借入金の増加4,600百万円、買掛金及び未払金の減少2,338百万円等がありました。

当中間連結会計期間末における株主資本は、前連結会計年度末対比3,674百万円増加し、23,786百万円となりました。

(4) 参考情報

当社グループは、当中間連結会計期間より、インターネット接続サービス売上高の内訳について、従前の「専用線型接続サービス」及び「ダイヤルアップ型接続サービス」との区分から「法人向け接続サービス」及び「個人向け接続サービス」へと変更しております。前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のインターネット接続サービス売上高について、新旧の区分による内訳は、以下のとおりであります。

〔新区分によるインターネット接続サービス売上高の内訳〕

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
インターネット接続サービス売上高合計	6,515,439	8,276,132	13,208,010
うち、法人向け接続サービス	5,532,282	5,981,284	11,239,062
うち、IPサービス（インター ネットデータセンター接続 サービスを含む）	4,140,373	4,442,649	8,429,362
うち、IIJ FiberAccess/F及び IIJ DSL/F（ブロードバンド 対応型）サービス	1,048,835	1,279,661	2,167,594
うち、その他	343,074	258,974	642,106
うち、個人向け接続サービス	983,157	2,294,848	1,968,948
うち、自社ブランド提供分	602,200	559,591	1,186,176
うち、ハイホーブランド提供分	—	1,419,107	—
うち、OEM提供分	380,957	316,150	782,772

〔旧区分によるインターネット接続サービス売上高の内訳〕

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
インターネット接続サービス売上高合計	6,515,439	8,276,132	13,208,010
うち、専用線型接続サービス	5,302,635	5,773,815	10,791,703
うち、IPサービス（インター ネットデータセンター接続 サービスを含む）	4,140,373	4,442,649	8,429,362
うち、IIJ T1スタンダード及び IIJエコノミーサービス	113,427	51,505	194,747
うち、IIJ FiberAccess/F及び IIJ DSL/F（ブロードバンド 対応型）サービス	1,048,835	1,279,661	2,167,594
うち、ダイヤルアップ型接続サービス	1,212,804	2,502,317	2,416,307
うち、自社提供分	831,847	767,060	1,633,535
うち、ハイホー提供分	—	1,419,107	—
うち、OEM提供分	380,957	316,150	782,772

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績は、以下のとおりであります。

区 分	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	
	生産実績 (千円)	前年同期比 (%)
システムインテグレーション	11,502,203	+15.1
合 計	11,502,203	+15.1

- (注) 1 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 前年同期比の欄の％表示は、対前中間期増減率を記載しております。
3 当社グループは、インターネット接続及び付加価値サービスならびに機器販売において生産を行っておりませんので、これらについて生産実績の記載事項はありません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績及び受注残高は、以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)			
	受注実績(千円)	前年同期比 (%)	受注残高(千円)	前年同期比 (%)
システムインテグレーション 及び機器販売	24,651,143	+33.0	18,938,362	+82.8
合計	24,651,143	+33.0	18,938,362	+82.8

- (注) 1 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 前年同期比の欄の％表示は、対前中間期増減率を記載しております。
3 当社グループは、インターネット接続及び付加価値サービスにおいて受注生産を行っておりませんので、これらについて受注実績及び受注残高の記載事項はありません。
4 システムインテグレーション及び機器販売に関しましては、受注段階では区分が困難であるため、合計額にて記載しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における役務区分別の販売実績は、以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	
	販売実績(千円)	前年同期比 (%)
インターネット接続及び付加価値サービス合計	14,806,706	+23.2
法人向け接続サービス	5,981,284	+8.1
個人向け接続サービス	2,294,848	+133.4
付加価値サービス	4,484,467	+23.0
その他	2,046,107	+10.2
システムインテグレーション合計	14,302,188	+7.9
ネットワークシステム等の構築	6,720,912	+1.1
ネットワークシステム等の運用保守	7,581,276	+14.8
機器販売	881,350	△24.8
合計	29,990,244	+13.4

- (注) 1 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 前年同期比の欄の％表示は、対前中間期増減率を記載しております。
3 当中間連結会計期間において、総販売実績に対する割合が100分の10を超える主要な販売先はありませんので、主要な販売先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合について記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、当中間連結会計期間において、当社の連結子会社2社と株式交換契約を締結し、株式交換を実施しております。

(1) 株式交換契約

当社は、平成19年4月5日開催の取締役会において、当社の連結子会社㈱アイアイジェイテクノロジー及び㈱ネットケアについて、それぞれ簡易株式交換により完全子会社化することを決議し、同日付にて各々と株式交換契約を締結しました。各株式交換は、平成19年5月11日に実施され、両社は当社の完全子会社となりました。本株式交換の概要は、以下のとおりであります。

① 株式交換の目的

当社は、連結子会社各社と連携し事業を推進しておりますが、より一層のグループ経営の効率化及びグループリソースの効果的配置等、今後の事業成長を強化していく基盤とし、また平成20年度からの連結納税制度の適用も展望し、両社を完全子会社化することとしたものであります。

② 株式交換比率

㈱アイアイジェイテクノロジーとの株式交換契約効力発生日の前日（平成19年5月10日）の最終の㈱アイアイジェイテクノロジーの株主名簿に記載または記録された当社を除く㈱アイアイジェイテクノロジー株主に対し、㈱アイアイジェイテクノロジーの普通株式1株につき当社の普通株式0.84株が割当交付されました。

また、㈱ネットケアとの株式交換契約効力発生日の前日（平成19年5月10日）の最終の㈱ネットケアの株主名簿に記載または記録された当社を除く㈱ネットケア株主に対し、㈱ネットケアの普通株式1株につき当社の普通株式0.22株が割当交付されました。

③ 株式交換比率の算定根拠

株式交換比率算定の基礎として、当社については市場株価平均法（平成19年3月30日から当日を含み遡る30連続営業日の東京証券取引所市場第1部における当社株価終値の平均により算定）により、㈱アイアイジェイテクノロジー及び㈱ネットケアについてはディスカウント・キャッシュ・フロー法、類似会社比較法等により、当社、㈱アイアイジェイテクノロジー及び㈱ネットケアの関連当事者に該当しない第三者機関による株式価値の算定数値に基づき分析し、その分析結果を総合的に勘案のうえ株式交換比率を算定いたしました。

④ 株式交換の期日

平成19年5月11日

⑤ 株式交換の方法

新たに発行した新株式 当社普通株式2,178株

⑥ 株式交換の相手会社（㈱アイアイジェイテクノロジー及び㈱ネットケア）の資産・負債の状況等

i) ㈱アイアイジェイテクノロジーの資産・負債の状況等（平成19年3月31日現在）

資産	金額（百万円）	負債・純資産	金額（百万円）
流動資産	9,006	流動負債	6,921
固定資産	1,931	固定負債	813
		純資産	3,203
合計	10,937	合計	10,937

ii) ㈱ネットケアの資産・負債の状況等（平成19年3月31日現在）

資産	金額（百万円）	負債・純資産	金額（百万円）
流動資産	1,482	流動負債	389
固定資産	184	固定負債	—
		純資産	1,277
合計	1,666	合計	1,666

⑦ 株式交換の相手会社（㈱アイアイジェイテクノロジー及び㈱ネットケア）の名称等

i) ㈱アイアイジェイテクノロジーの名称等（平成19年3月31日現在）

名称 ㈱アイアイジェイテクノロジー
 代表者 代表取締役社長 菊池 武志
 本店所在地 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
 資本金 2,358百万円
 事業の内容 システムの設計、構築ならびに保守・運用サービスの提供等

ii) ㈱ネットケアの資産・負債の状況等（平成19年3月31日現在）

名称 ㈱ネットケア
 代表者 代表取締役社長 鈴木 幸一
 本店所在地 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
 資本金 1,000百万円
 事業の内容 ネットワークシステムの運用監視及びカスタマーサポートの提供、データセンターの運用等

⑧ 株式交換完全親会社となる会社の概要

資本金 16,834百万円（連結）（平成19年3月31日現在）

事業内容 インターネット接続及び付加価値サービス、システムインテグレーションならびに機器販売役務の提供等

上記を除き、当中間連結会計期間において、当社グループが新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。また、記載すべき重要な変更もしくは解約等はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、当社の社内組織として、インターネットに関する新技術等の調査及び研究を行う技術研究所を設置し、技術開発本部及びSEIL事業部等の事業部門と連携をとりながら研究開発活動に取り組んでおります。

当中間連結会計期間における研究開発活動は、前連結会計年度から引き続き、インターネットメールに関する最新技術の実装や迷惑メール対策技術、IPv6をベースとした移動通信技術及びネットワークの計測と解析等の研究開発が中心であり、当中間連結会計期間における研究開発費は116,445千円でありました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	377,600
計	377,600

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成19年9月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成19年12月20日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 （注）1	内容
普通株式	206,478 （注）1、2	206,478 （注）1、2	東京証券取引所（市場第一部） 米国ナスダック市場	—
計	206,478 （注）1、2	206,478 （注）1、2	—	—

- (注) 1 当社は、当社ADRを米国ナスダック市場に登録しております。その概要は以下のとおりです。
- ・ 当社普通株式と当社ADRの変換比率 1 株に対し400ADR
 - ・ ADR変換株式の比率 発行済株式数のうち13.47%
(平成19年9月30日現在)
 - ・ 預託銀行 THE BANK OF NEW YORK COMPANY, INC.
 - ・ 株式からADR及びADRから株式への変換の際にかかる手数料 1 ADRあたり0.05米ドル以下
 - ・ 当社の普通株式及び当社ADRは、上述の変換比率にて、預託銀行を通じて変換をすることが可能です。
- 2 当社は、当社の連結子会社2社（㈱アイアイジェイテクノロジー及び㈱ネットケア）を完全子会社化するために、平成19年5月11日を効力発生日とする株式交換を実施し、当該株式交換に際して前記の2連結子会社少数株主に交付する新株式2,178株を発行いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第280条ノ19の規定に基づき、新株引受権（新株予約権）を発行しております。

① 第1回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(平成12年4月7日)		
	当中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	190(注)1	190(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	950(注)1、7	950(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額	2,163,418円(注)2、7	同左
新株予約権の行使期間	平成14年4月8日から平成22年 4月7日までとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,163,418円 資本組入額 1,081,709円 (注)2、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3、4、5、6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5、6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権付与後、株式分割(配当可能利益又は準備金の資本組入れによる場合を含むものとし、以下同様とする)又は株式併合が行われる場合は、発行すべき株式数は次の算式により調整します。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 株式の分割又は時価を下回る価額で新株が発行(転換社債の転換、新株予約権証券による権利行使及び旧商法第280条ノ19に基づく新株予約権行使の場合を含まない)される場合は、発行価額は次の算式により調整します。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & & \text{既発行} \\ \text{発行価額} & = & \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{発行価額} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}$$
$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 権利を与えられた者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

4 上記3にかかわらず、権利を与えられた者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができます。但し、死亡時より1年でその権利は消滅します。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権付与契約」に定められております。

6 権利を与えられた者は、当社、当社子会社又は関連会社(当社がその株式を20%以上保有する会社をいいます。)の役員、従業員である限り、付与された権利の一部又は全部を行使することができます。

7 新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額は、それぞれ平成17年10月11日に行われた当社の普通株式の分割(5分割)による調整後の数値を記載しております。

② 第2回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(平成13年6月27日)		
	当中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	325 (注) 1	325 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,625 (注) 1、7	1,625 (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額	334,448円 (注) 2、7	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月28日から平成23年 6月27日までとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 334,448円 資本組入額 167,224円 (注) 2、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4、5、6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5、6	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権付与後、株式分割(配当可能利益又は準備金の資本組入れによる場合を含むものとし、以下同様とする)又は株式併合が行われる場合は、発行すべき株式数は次の算式により調整します。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 株式の分割又は時価を下回る価額で新株が発行(転換社債の転換、新株予約権証券による権利行使及び旧商法第280条ノ19に基づく新株予約権行使の場合を含まない)される場合は、発行価額は次の算式により調整します。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 権利を与えられた者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

4 上記3にかかわらず、権利を与えられた者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができます。但し、死亡時より1年でその権利は消滅します。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権付与契約」に定められております。

6 権利を与えられた者は、当社、当社子会社又は関連会社(当社がその株式を20%以上保有する会社をいいます。)の役員、従業員である限り、付与された権利の一部又は全部を行使することができます。

7 新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額は、それぞれ平成17年10月11日に行われた当社の普通株式の分割(5分割)による調整後の数値を記載しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年5月11日(注)	2,178	206,478	—	14,295,625	1,015,310	1,015,310

(注) 株式交換の実施に伴う新株発行による増加であります。

発行価格 466,166円、資本組入額 0円、資本準備金組入額 466,166円

(a) ㈱アイアイジェイテクノロジーの普通株式1株につき当社の普通株式0.84株を割当

(b) ㈱ネットケアの普通株式1株につき当社の普通株式0.22株を割当

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%) (注) 1
日本電信電話㈱	東京都千代田区大手町2丁目3-1	50,475	24.45
ヒーローアンドカンパニー(注) 2	90 WASHINGTON STREET NEW YORK, NY 10015 U. S. A	27,812	13.47
鈴木幸一	東京都文京区	12,783	6.19
伊藤忠商事㈱	東京都港区北青山2丁目5-1	10,430	5.05
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ㈱	東京都千代田区内幸町1丁目1-6	10,200	4.94
日本トラスティ・サービス信託 銀行㈱(信託口)(注) 3	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,565	3.18
第一生命保険(相)	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	6,365	3.08
㈱みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	3,560	1.72
㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	3,430	1.66
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)(注) 3	東京都港区浜松町2丁目11-3	3,250	1.57
計	—	134,870	65.31

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2 ヒーローアンドカンパニーは、預託銀行にて当社の株式を預託し当社ADRを発行するにあたっての預託名義であり、ヒーローアンドカンパニーの所有株式数は、発行されている当社ADRに相当する預託株式数であります。

3 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱及び日本マスタートラスト信託銀行㈱の所有株式数は、ともに信託業務にかかる株式数であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 206,478	206,478	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	206,478	—	—
総株主の議決権	—	206,478	—

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年 4 月	平成19年 5 月	平成19年 6 月	平成19年 7 月	平成19年 8 月	平成19年 9 月
東京証券取引所（注 1）						
最高（円）	473, 000	438, 000	440, 000	432, 000	375, 000	367, 000
最低（円）	407, 000	351, 000	397, 000	357, 000	284, 000	323, 000
米国ナスダック市場（注 2）						
最高(米ドル)	9. 98	9. 08	9. 14	8. 94	7. 77	8. 05
最低(米ドル)	8. 66	7. 45	8. 21	7. 67	6. 21	7. 12

（注） 1 東京証券取引所（市場第一部）における当社普通株式の月別最高・最低の取引株価を記載しております。
2 米国ナスダック市場における当社ADRの 1 ADR当たりの月別最高・最低の取引価格を記載しております。

3 【役員の状況】
前事業年度（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）の有価証券報告書の提出日（平成19年 6 月27日）後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次の通りであります。

（1）退任役員

役名	職名	氏名	異動年月日
取締役	—	西川 善文(注)	平成19年 9 月 6 日

（注）西川善文氏は、当社の非常勤社外取締役でありました。

（2）その他の役員の異動

上記（1）に記載した異動を除き、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、その他の役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下、「中間連結財務諸表規則」といいます。)第87条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続き並びに表示方法に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前連結会計年度末の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産：							
現金及び預金		12,859,745		11,669,876		13,554,544	
有価証券		—		12,836		12,093	
売掛金							
－平成18年9月30日、平成19年 9月30日及び平成19年3月31 日現在、それぞれ22,198千 円、31,983千円及び32,489千 円の貸倒引当金控除後	4	7,786,677		9,107,377		9,675,725	
たな卸資産		593,899		1,877,963		1,111,086	
前払費用		1,329,486		1,735,540		1,053,270	
その他流動資産							
－平成18年9月30日、平成19年 9月30日及び平成19年3月31 日現在、それぞれ3,850千円、 719千円及び4,570千円の貸倒 引当金控除後	5	874,401		1,777,657		930,571	
流動資産合計		23,444,208	53.2	26,181,249	49.2	26,337,289	55.2
持分法適用関連会社に対する投資 及び貸付金							
－平成18年9月30日、平成19年9 月30日及び平成19年3月31日現 在、16,701千円の貸付金に対する 評価性引当金控除後	4	1,043,410	2.4	1,065,431	2.0	858,490	1.8
その他投資	3、6	6,217,408	14.1	2,434,984	4.6	2,841,741	6.0
有形固定資産-純額	5	9,496,329	21.6	11,300,856	21.2	9,832,396	20.6
無形固定資産-純額		635,147	1.4	5,816,862	10.9	2,876,894	6.0
敷金保証金	5、6	1,532,046	3.5	1,960,988	3.7	1,686,141	3.5
その他資産							
－平成18年9月30日、平成19年9 月30日及び平成19年3月31日現 在、それぞれ65,251千円、67,027 千円及び69,050千円の貸倒引当金 控除後	5	1,668,884	3.8	4,477,523	8.4	3,260,053	6.9
資産合計		44,037,432	100.0	53,237,893	100.0	47,693,004	100.0

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前連結会計年度末の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債及び資本の部)							
流動負債：							
短期借入金	6	5,750,000		10,650,000		6,050,000	
1年以内返済予定長期借入金	6	1,060,476		—		290,000	
有価証券貸借取引に伴う債務	6	480,960		—		—	
短期リース債務	5	2,800,937		3,379,457		2,953,173	
買掛金及び未払金	4	5,090,316		6,126,583		8,464,835	
未払費用		653,789		980,609		897,355	
その他流動負債		1,720,181		1,814,126		2,477,486	
流動負債合計		17,556,659	39.9	22,950,775	43.1	21,132,849	44.3
長期リース債務	5	4,371,896	9.9	4,809,338	9.0	4,318,309	9.1
退職給付引当金		268,292	0.6	834,981	1.6	750,042	1.5
その他固定負債		669,131	1.5	730,180	1.4	564,618	1.2
負債合計		22,865,978	51.9	29,325,274	55.1	26,765,818	56.1
少数株主持分		1,363,362	3.1	126,424	0.2	815,182	1.7
約定債務及び偶発債務	8	—	—	—	—	—	—
資本：							
資本金：普通株式							
－平成18年9月30日及び平成19年3月31日現在、授権株式数：377,600株、発行済株式数：204,300株		16,833,847	38.2	16,833,847	31.6	16,833,847	35.3
－平成19年9月30日現在、授権株式数：377,600株、発行済株式数：206,478株							
資本準備金		26,599,217	60.4	27,611,737	51.9	26,599,217	55.8
欠損金		△26,826,562	△60.9	△21,099,819	△39.6	△24,270,769	△50.9
その他の包括利益累計額		3,285,828	7.5	440,430	0.8	949,709	2.0
自己株式							
－平成18年9月30日現在、持分法適用会社が保有する株式数：777株		△84,238	△0.2	—	—	—	—
資本合計		19,808,092	45.0	23,786,195	44.7	20,112,004	42.2
負債及び資本合計		44,037,432	100.0	53,237,893	100.0	47,693,004	100.0

中間連結財務諸表に対する注記を参照。

②【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益：	4						
インターネット接続及び付加価値サービス売上高：							
法人向け接続サービス		5,532,282		5,981,284		11,239,062	
個人向け接続サービス		983,157		2,294,848		1,968,948	
付加価値サービス		3,647,219		4,484,467		7,415,533	
その他		1,856,829		2,046,107		3,729,633	
合計		12,019,487		14,806,706		24,353,176	
システムインテグレーション売上高		13,252,936		14,302,188		30,527,081	
機器売上高		1,171,611		881,350		2,174,324	
営業収益合計		26,444,034	100.0	29,990,244	100.0	57,054,581	100.0
営業費用：	4、5						
インターネット接続及び付加価値サービス売上原価		10,324,133		12,267,670		20,545,358	
システムインテグレーション売上原価		10,191,816		10,786,859		23,529,045	
機器売上原価		1,066,013		756,386		1,893,216	
売上原価合計		21,581,962	81.6	23,810,915	79.4	45,967,619	80.6
販売費		1,632,728	6.2	2,027,153	6.7	3,438,725	6.0
一般管理費		1,776,725	6.7	2,219,623	7.4	3,970,692	7.0
研究開発費		82,191	0.3	116,445	0.4	177,273	0.3
営業費用合計		25,073,606	94.8	28,174,136	93.9	53,554,309	93.9
営業利益		1,370,428	5.2	1,816,108	6.1	3,500,272	6.1
その他の収益(△費用)：							
受取利息		7,481		31,555		23,037	
支払利息	9	△205,500		△215,278		△397,439	
為替差損益		△10		923		△297	
その他投資に係る利益－純額	3	922,836		49,474		1,866,510	
その他－純額		49,096		14,702		56,605	
その他の収益(△費用)合計－純額		773,903	2.9	△118,624	△0.4	1,548,416	2.7
法人所得税、少数株主損益及び持分法による投資損益調整前中間(当期)利益		2,144,331	8.1	1,697,484	5.7	5,048,688	8.8
法人所得税(△益)		△959,783	△3.7	△1,804,833	△6.0	△803,943	△1.4
少数株主損益		△125,108	△0.5	24,212	0.1	△232,719	△0.4
持分法による投資損益	4	△125,086	△0.5	△49,129	△0.2	△210,199	△0.3
中間(当期)純利益		2,853,920	10.8	3,477,400	11.6	5,409,713	9.5

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1 株当たり中間（当期）純利益	10			
基本的加重平均流通 普通株式数(株)		203, 989	206, 002	203, 992
希薄化後加重平均流通 普通株式数(株)		204, 166	206, 228	204, 244
基本的普通株式 1 株当たり 中間（当期）純利益(円)		13, 991	16, 880	26, 519
希薄化後普通株式 1 株当たり 中間（当期）純利益(円)		13, 978	16, 862	26, 487

中間連結財務諸表に対する注記を参照。

③【中間連結資本勘定計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

区分	発行済 普通株式数 (自己株式 を含む) (株)	資本金 (千円)	資本準備金 (千円)	欠損金 (千円)	その他の 包括利益 累計額 (千円)	自己株式 (千円)	合計 (千円)
平成18年4月1日現在	204,300	16,833,847	26,599,217	△29,680,482	6,553,594	△84,238	20,221,938
中間純利益				2,853,920			2,853,920
その他の包括損失、税効果 控除後					△3,267,766		△3,267,766
包括損失合計							△413,846
平成18年9月30日現在	204,300	16,833,847	26,599,217	△26,826,562	3,285,828	△84,238	19,808,092

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

区分	発行済 普通株式数 (自己株式 を含む) (株)	資本金 (千円)	資本準備金 (千円)	欠損金 (千円)	その他の 包括利益 累計額 (千円)	自己株式 (千円)	合計 (千円)
平成19年4月1日現在	204,300	16,833,847	26,599,217	△24,270,769	949,709	—	20,112,004
中間純利益				3,477,400			3,477,400
その他の包括損失、税効果 控除後					△509,279		△509,279
包括利益合計							2,968,121
配当金の支払い額（注）				△306,450			△306,450
株式交換による普通株式 の発行（新株発行費用控 除後）	2,178		1,012,520				1,012,520
平成19年9月30日現在	206,478	16,833,847	27,611,737	△21,099,819	440,430	—	23,786,195

（注）平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

区分	発行済 普通株式数 (自己株式 を含む) (株)	資本金 (千円)	資本準備金 (千円)	欠損金 (千円)	その他の 包括利益 累計額 (千円)	自己株式 (千円)	合計 (千円)
平成18年4月1日現在	204,300	16,833,847	26,599,217	△29,680,482	6,553,594	△84,238	20,221,938
当期純利益				5,409,713			5,409,713
その他の包括損失、税効果 控除後					△5,492,154		△5,492,154
包括損失合計							△82,441
SFAS第158号適用初年度 における調整、税効果調 整後					△111,731		△111,731
持分法適用関連会社の持 分法適用除外による自己 株式の減少						84,238	84,238
平成19年3月31日現在	204,300	16,833,847	26,599,217	△24,270,769	949,709	—	20,112,004

中間連結財務諸表に対する注記を参照。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
中間(当期)純利益		2,853,920	3,477,400	5,409,713
営業活動によるキャッシュ・フローへの 調整：				
減価償却費等		2,176,125	2,238,630	4,228,048
貸倒引当金繰入・戻入(△)額		△4,446	△4,924	12,232
その他投資に係る利益		△922,836	△49,474	△1,866,510
為替差損・差益(△)		△2,386	3,397	2,226
持分法による投資損益		125,086	49,129	210,199
少数株主損益		125,108	△24,212	232,719
繰延税金		△1,245,146	△1,969,437	△1,494,685
その他		89,239	96,247	534,035
営業資産及び負債の増減－企業及び事業 の買収による影響額の控除後：				
売掛金の減少		4,148,536	576,507	2,376,126
たな卸資産、前払費用、その他流動資 産及びその他固定資産の減少・増加 (△)		92,884	△1,639,019	△1,235,003
買掛金及び未払金の減少(△)		△4,959,668	△2,183,876	△1,872,969
未払費用、その他流動負債及びその他 固定負債の増加・減少(△)		36,014	△453,660	865,376
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,512,430	116,708	7,401,507
投資活動によるキャッシュ・フロー：				
有形固定資産の取得		△559,868	△991,559	△1,287,906
売却可能有価証券の取得		△170,564	△513,895	△802,662
短期投資及びその他投資の取得		△1,490,617	△31,822	△1,794,358
持分法適用関連会社株式への投資		—	△250,389	—
持分法適用関連会社株式の売却による収 入		—	—	185,900
少数株主からの子会社株式の取得		△27,559	△1,975,123	△3,077,764
売却可能有価証券の売却による収入		1,100,374	609,112	3,883,915
短期投資及びその他投資の売却による収 入		17,401	6,751	110,446
新たに連結対象となった会社より受け入 れた現金及び預金(取得現金控除後)		—	△912,450	—
営業譲受による支出		—	—	△74,751
敷金保証金の返還(△支払)－純額		15,643	△262,489	△118,411
その他		△6,794	△30,129	△38,020
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,121,984	△4,351,993	△3,013,611

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
当初の返済期間が3ヶ月を超える短期借入金及び長期借入金による調達		4,350,000	10,400,000	10,500,000
当初の返済期間が3ヶ月を超える短期借入金及び長期借入金の返済		△1,219,487	△6,340,000	△7,639,963
有価証券貸借取引による調達		977,040	—	1,057,680
有価証券貸借取引の債務の返済		△1,495,680	—	△2,057,280
キャピタル・リース債務の元本返済		△1,707,548	△1,657,941	△3,259,875
当初の返済期限が3ヶ月以内の短期借入金の純増減		△3,155,000	250,000	△3,355,000
連結子会社の普通株式発行による収入		—	—	194,679
配当金の支払額		—	△306,450	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△2,250,675	2,345,609	△4,559,759
現金及び預金に係る為替変動の影響		△7,047	5,008	△614
現金及び預金の純減額		△867,276	△1,884,668	△172,477
現金及び預金の期首残高		13,727,021	13,554,544	13,727,021
現金及び預金の中間期末(期末)残高		12,859,745	11,669,876	13,554,544
キャッシュ・フローに係る追加情報：				
利息支払額		193,869	216,937	383,461
法人所得税支払額		211,428	727,324	347,826
現金支出を伴わない投資及び財務活動：				
キャピタル・リース契約締結による資産の取得額		918,273	2,298,102	2,664,706
株式交換による子会社株式の少数株主からの取得		—	1,012,520	—
企業及び事業の買収：				
資産の取得額		—	1,569,900	236,307
支出現金（△）		—	△1,230,450	△74,751
承継した負債額		—	339,450	161,556

中間連結財務諸表に対する注記を参照。

当中間連結財務諸表作成の基準について

1 当中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について

当中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第87条の規定により、米国預託証券（以下、「ADR」といいます。）の発行等に関して要請されている会計処理の原則及び手続ならびに表示方法（主として会計調査公報（以下、「ARB」といいます。））、会計原則審議会意見書（以下、「APB」といいます。））、財務会計基準書（以下、「SFAS」といいます。）及びその解釈指針等、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則）に基づいて作成しております。

当社は、米国証券取引委員会（以下、「米国SEC」といいます。）に当社ADRを発行登録し、平成11年8月に同証券を米国店頭市場（米国ナスダック市場）に登録しております。従って、当社は米国証券法（1934年法）第13条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された英文連結財務諸表を含めた様式20-F（Form 20-F）を、英文年次報告書として米国SECに定期的に提出しております。

2 中間連結財務諸表原則及び中間連結財務諸表規則に準拠して作成する場合との主要な相違の内容

米国の会計基準に準拠して作成した当中間連結財務諸表と、わが国の中間連結財務諸表原則及び中間連結財務諸表規則に準拠して作成した中間連結財務諸表との主要な相違の内容及び金額的に重要性のある項目に係る法人所得税、少数株主損益及び持分法による投資損益調整前中間利益（以下、「連結税引前中間利益」といいます。）に対する影響額（米国の会計基準に修正したことによる影響額）は下記のとおりであります。

(1) 中間連結財務諸表における表示の相違について

少数株主持分は中間連結貸借対照表上、負債の部と資本の部の中間の独立項目として区分表示しております。

持分法による投資損益は中間連結損益計算書上、連結税引前中間利益の後に独立項目として区分表示しております。

(2) 会計処理基準の相違について

イ 法人所得税

法人所得に対する税金については、SFAS第109号に準拠して会計処理しております。従って、売却可能有価証券の未実現利益の変動による繰延税金負債の変動のみに起因する繰延税金資産の相殺すべき額の変動の結果生じる評価性引当金の変動は、税金の期間内配分によりその他の包括損益として会計処理されています。

ロ リース取引の会計処理

主要なリース取引については、その契約内容が、SFAS第13号が規定するキャピタル・リースに該当する場合、同基準書に準拠して会計処理しております。これにより、所有権が借手に移転すると認められる取引以外のファイナンスリース取引についても、通常の売買に準じた処理を行っております。本会計処理による前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の連結税引前中間利益に対する影響額は、それぞれ11,956千円（損）及び32,726千円（損）であります。

ハ 新株発行費

新株発行費は、資本取引に伴う費用として資本準備金の控除項目として処理しております。本会計処理による前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の連結税引前中間利益に対する影響額は、17,812千円（益）及び20,174千円（益）であります。

ニ 退職給付会計

退職一時金及び適格退職年金に関してSFAS第87号を適用しております。本会計処理による前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の連結税引前中間利益に対する影響額は、それぞれ260千円（益）及び252千円（益）であります。また、前連結会計年度より、退職一時金及び適格退職年金に関してSFAS第158号を適用しており、前連結会計年度末の未認識数理計算上の差異及び移行時債務をその他包括利益累計額として計上しております。SFAS第158号の適用による前連結会計年度の連結税引前当期利益に対する影響はありません。

ホ 包括利益

SFAS第130号「包括利益の報告」を適用しています。当基準書は、連結財務諸表における開示情報の追加を要求していますが、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の連結税引前中間利益に影響を与えておりません。

ヘ 資本金及び資本準備金の減少

当社は、平成18年8月に、資本金2,539,222千円及び資本準備金21,980,395千円を減少し、会社法による決算報告を目的とした個別財務諸表における繰越損失へ補填しております。連結財務諸表においては、SEC Staff Accounting Bulletins Topic5.S.Quasi Reorganization（準再組織）に従い、資本金及び資本準備金の減少額を欠損金と相殺する処理を行っておりません。本会計処理による前中間連結会計期間の連結税引前中間利益に与える影響はありません。

ト のれん

のれんの会計処理に関してSFAS第142号「のれん及びその他の無形資産（Goodwill and Other Intangible Assets）」を適用しております。従って、のれんは償却せず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っております。わが国の会計基準では、のれんは、原則として計上後20年以内に定額法により償却し、金額が僅少な場合には、発生時の損益として処理されます。本会計処理による前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の連結税引前中間利益に対する影響額（わが国の会計基準において、商標権について10年、のれんについて20年で償却したと仮定）は、それぞれ15,721千円（益）及び122,296千円（益）であります。

(3) 中間連結財務諸表における希薄化後普通株式1株当たり中間純利益の計算方法の相違について

希薄化後普通株式1株当たり中間純利益の計算に関してSFAS第128号を適用しております。当基準書においては、潜在株式が希薄化効果を有するかどうかの判定は、中間期においても当該期間を四半期ごとに区切って行います。わが国の1株当たり当期純利益に関する会計基準においては、当該判定は、中間期をひとつの期間として行ないますので、当該各期間の平均株価により、希薄化効果の有無に相違が生じることがあります。

なお、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間において、上述の相違は生じませんでした。

中間連結財務諸表に対する注記

1 事業内容及び重要な会計方針の要約

事業内容

当社は、日本においてインターネット接続サービス及びその他のインターネット関連役務を提供する会社として、平成4年12月に設立され、平成19年9月30日（当中間連結会計期間末）現在、日本電信電話㈱（以下、「NTT」といいます。）及びその100%子会社であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱（以下、「NTTコミュニケーションズ」といいます。）によりあわせて議決権比率の29.4%を所有されております。当社及び当社の連結子会社（以下、あわせて「当社グループ」といいます。）は、日本国内及び米国ならびにアジアの他の国々へのインターネット接続の提供を行っています。さらに当社グループは、主にインターネットに関連するシステムのコンサルテーション、設計、開発、構築、運用保守及びシステム構築のための機器調達に関する機器販売を行うシステムインテグレーション役務及び機器販売を提供するとともにその他のインターネット関連サービスを提供しています。

当社グループは、単一の事業セグメントに基づいて事業を運営し、業績を測定しています。ほとんど全ての収益は、日本において事業を営む顧客からのものです。

特定の重要なリスク及び不確実性

当社グループは、インターネットバックボーン網の大半の調達先として数社の通信キャリアに、また顧客へのアクセス回線の調達を東日本電信電話㈱及び西日本電信電話㈱、電力会社及びその他の関係会社に依存しています。現在、NTTコミュニケーションズが当社グループの利用するネットワーク・インフラの最大の供給元となっています。当社グループは、複数の通信会社、供給業者及び代替的機関を利用することで信用リスクの集中を緩和していると考えていますが、通信サービスの混乱が生じた場合、当社グループの経営成績に不利な影響を与える可能性があります。

当社グループにとって潜在的に信用リスクが集中する金融商品には、主に、現金による投資、売掛金及び敷金保証金があります。売掛金に関するリスクは、多数の顧客が顧客基盤を構成していることにより緩和されていると当社グループは考えています。

重要な会計方針の要約

開示の基礎

当社は、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則に従い、帳簿を作成しております。米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に適合するために、当中間連結財務諸表において調整及び組替えが行われております。これらの調整は法定帳簿には記録されていません。

また、当社グループは、連結損益計算書上、製品・サービス別情報として、インターネット接続及び付加価値サービス売上高、システムインテグレーション売上高、機器売上高を開示し、更にインターネット接続及び付加価値サービス売上高を専用線型接続サービス、ダイアルアップ形接続サービス、付加価値サービス、その他に区分し開示しておりましたが、当中間連結会計期間より、インターネット接続及び付加価値サービス売上高における区分を法人向け接続サービス、個人向け接続サービス、付加価値サービス、その他に変更し開示しております。これに伴い、当中間連結財務諸表における前中間連結会計期間及び前連結会計年度の開示も変更しております。

連結

当中間連結財務諸表は、当社及びそのすべての子会社すなわち、㈱ネットケア、㈱アイアイジェイテクノロジー、㈱アイアイジェイフィナンシャルシステムズ、ネットチャート㈱（平成18年8月に設立）、GDX Japan㈱（平成19年4月に出资）、㈱ハイホー（平成19年6月に当社の連結子会社化）及びIIJ America Inc.の各勘定を連結したものです。各連結子会社の中間決算日は、IIJ America Inc.を除き、9月30日です。IIJ America Inc.の中間決算日は6月30日であり、9月30日までの財務報告を求めることは同社にとって現実的でないことから、当中間連結財務諸表作成を目的としてIIJ America Inc.の中間決算日を使用しました。当中間連結財務諸表において調整あるいは開示が求められる当中間決算日までの期間に発生した重要な事象はありませんでした。連結会社相互間の重要な取引高及び残高は、連結上、消去しています。当社が重要な影響力を有するが支配力は有しない会社への投資については、持分法を適用しています。一時的でない価値の下落により持分法適用会社に対する投資の価値が帳簿価額を下回った場合には、当該投資を公正価額まで減額し、減損を認識しています。

連結子会社又は持分法適用関連会社が第三者に対し当社の簿価を上回るあるいは下回る価格で新株式を発行した場合には、当社持分の増減から結果として生じる利益あるいは損失を、当該新株式が発行された年度に認識しています。

見積りの使用

米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成には、中間連結決算日現在の資産負債の報告金額及び偶発資産負債の開示、ならびに報告期間における収益費用の報告金額に影響を与えるような見積り及び仮定を経営者が行うことが求められます。使用された重要な見積り及び仮定は主に、原価法による投資先への評価損、繰延税金資産の評価性引当金、貸倒引当金、退職給付に係る年金費用及び年金債務の確定、固定資産の見積り耐用年数、固定資産の評価損です。なお、実績はこれらの見積りと異なる場合があります。

収益の認識

顧客からのインターネット接続サービス売上高は、法人向け接続サービス及び個人向け接続サービスからなっています。法人向け接続サービスは、主として、IPサービス及びIIJ Fiber Access/Fサービスなどのブロードバンドサービスにて構成されています。個人向け接続サービスは、IIJ 4U及びIIJmioなどの自社ブランド、またハイホーブランドにて提供されており、その内容はダイヤルアップ接続サービス、光ファイバやADSLによるブロードバンドサービスなどで構成されています。これらの契約の期間は、法人向け接続サービスについては1年、個人向け接続サービスについては通常1ヶ月です。これらのサービスはすべて、月次で均等額を請求し、収益に計上しています。

付加価値サービス売上高は、ファイアウォールサービスといった種々のインターネット接続関連サービスの売上高からなっています。また、付加価値サービスには、ハウジング、監視及びセキュリティサービスから構成されるデータセンターサービスによる月額収入が含まれます。インターネット接続及び付加価値サービス売上高に含まれるその他の収益は、主にコールセンター・カスタマーサポート及び顧客の多拠点間ネットワークを構築するための回線サービスを提供する広域ネットワークサービスからなっています。これらのサービスの期間は通常1年であり、収益はそのサービス期間の間、均等に認識しています。

インターネット接続及び付加価値サービスに関連して受け取った初期設定サービス料は繰り延べ、契約期間にわたって収益に計上しています。

システムインテグレーション売上高は、主に、インターネット・ネットワークシステムの開発ならびに関連する保守、監視及びその他の運用サービスからなっています。インターネット・ネットワークシステムの開発には、計画、システム設計、構築及び第三者からの機器やソフトウェアの調達が含まれます。システムインテグレーション役務は、米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」といいます。）の新会計問題審議部会（以下、「EITF」といいます。）審議事項第00-21号「複数の検収機会がある際の収益認識の調整」という規定に示された指針に沿って処理されます。多面的なアレンジメントを含む取引における検収機会については、下記の指針に基づき独立性と配分可能性が適用され、以下の全ての要件を満たしている場合、複数の会計単位に分けられます。

- ・提供済みの役務について、顧客からみてそれ自身に独立した価値があること
- ・未提供の役務の公正価値について、客観的且つ信頼できる証拠があること
- ・多面的なアレンジメントが取引に一般的な返品を認めている場合、未引渡しあるいは未提供の役務が提供される可能性が高く、また提供するかどうかの実質的な決定権を販売側が有すること

これらの要件を満たさない場合、多面的なアレンジメントを含む取引の収益認識は、単一の会計単位として、これらの要件を全て満たすかあるいは全ての役務が完了する何れか早い時期まで均等に認識されるか繰り延べられます。これらの要件をそれぞれ満たし、多面的なアレンジメントにおける全ての会計単位について、客観的且つ信頼できる公正価値を算定できる場合、当該アレンジメントの収益は公正価値に基づき個々の会計単位に配分されます。

システムの設計、構築の期間は1年未満であり、収益はシステム及び機器が引き渡され顧客が受け入れた時点で認識しています。機器又はシステムが当該一連のアレンジメントにおける他のシステムの構築に先んじて引き渡された場合には、当社グループが残る機器又はシステムの提供を履行できない際に、顧客が全機器、システムを返却する可能性もあることから、収益の認識は、残る役務の提供を完了し顧客がそれを受け入れる時点まで繰り延べられます。保守、監視及び運用サービスの売上高は、個々の契約期間(通常1年)にわたり認識しています。

機器売上高は、FASBのEITF審議事項第99-19号「契約の当事者としての売上高の総額表示と代理人としての売上高の純額表示」に示された指針に沿って、総額又は純額で報告されています。機器売上高は、機器が顧客に引き渡され検収された時点で収益として認識されます。機器の所有権は、機器が顧客に検収された時点で移転します。

貸倒引当金

貸倒引当金は、主として当社の過去の貸倒実績及び債権残高に係る潜在的損失の評価に基づき、適切と考える金額を計上しています。

その他投資

SFAS第115号「特定の負債及び持分証券に関する会計処理」に準拠して、市場性のある持分証券はすべて売却可能有価証券に分類しており、これらは公正価値により会計処理し、未実現損益は損益計算を通さずに、その他の包括利益(損失)累計額に含めて計上しています。売却原価は平均原価法により算定しています。

当社グループは、売却可能な投資の公正価値について定期的にレビューを実施し、個々の投資の公正価値が原価以下まで下落していないか、またその下落は一時的なものか否かを判定しています。価値の下落を一時的でないと判定した場合には、当該投資の帳簿価値を公正価値まで評価減しています。一時的でない価値の下落の判定は、公正価値の下落の程度、公正価値の下落が原価を下回っている期間の長さ及び減損の認識を早めるかもしれない事象を勘案して行っています。その結果生じる実現損失は、当該下落が一時的でないと判定された期の間連結損益計算書に計上しています。

市場性のない持分証券は、公正価値が容易に算定できないため、原価で計上しています。ただし、特定の有価証券の価値が下落し、それが一時的でないと判断された場合には、当該有価証券は見積公正価値まで評価減しています。減損処理については、当該投資先の業績、事業計画、規制の変更、経済環境あるいは技術的な環境の変化等を熟慮のうえ決定しています。公正価値は、投資先の純資産に対する当社グループの持分により算定しています。

たな卸資産

たな卸資産は主として、再販用に購入したネットワーク機器及びシステム構築に係る仕掛品からなっています。再販用に購入したネットワーク機器は、平均法により決定された原価又は時価のいずれか低い方をもって計上されています。システム構築に係る仕掛品は、製造間接費を含めた実際製造原価又は時価のいずれか低い方をもって計上されています。たな卸資産は定期的にレビューされ、滞留又は陳腐化していると認められた品目は、見積正味実現可能価額まで評価減しています。

リース

SFAS第13号「リース会計」に規定されている特定の要件を満たすキャピタル・リースは、最低支払リース料の現在価値で契約当初に資産化されております。その他のリースは、オペレーティング・リースとして会計処理されております。キャピタル・リースの支払リース料は、リース債務の残高に対する利率が一定になるように支払利息とリース債務の返済とに配分されます。オペレーティング・リースの支払リース料は、リース期間にわたり定額法により処理しております。

有形固定資産

有形固定資産は原価で計上しています。有形固定資産の減価償却は、購入ソフトウェア及びキャピタル・リース資産を含め、主として定額法により、資産の見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方に基づいて計算しています。減価償却に用いる主な資産種類別の耐用年数は、以下の通りです。

	耐用年数の範囲
データ通信用、事務用及びその他の設備	2～15年
リース資産改良費	3～15年
購入ソフトウェア	5年
キャピタル・リース資産	4～7年

長期性資産の減損損失

長期性資産は主として、キャピタル・リース資産を含む有形固定資産からなっています。当社グループは、SFAS第144号「長期性資産の減損又は処分に関する会計処理」に従い、事象又は状況の変化により資産の帳簿価額を回収できない可能性が示唆された場合に、長期性資産の減損を検討します。前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、長期性資産の減損損失は計上されませんでした。

営業権及びその他の無形固定資産

SFAS第142号「営業権及びその他の無形固定資産」に従い、営業権(持分法による営業権を含む)及び耐用年数が確定できないと認められる無形固定資産は償却されず、減損テストの対象になります。減損テストは、もし事象や状況の変化が、これら資産が減損をしているかもしれないという兆候を示すならば、年1回あるいはそれ以上の頻度で実施されることが要求されます。当社グループは、3月31日に年次の減損テストを実施しています。

退職年金及び退職一時金制度

退職年金及び退職一時金制度を有しておりますが、これらに係る費用は、SFAS第87号「事業主の年金会計」に基づき、年金数理法により計算された額を計上しております。

平成18年9月29日にFASBは、SFAS第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に係る事業主の会計」SFAS第87号、第88号、第106号及び第132R号の改訂」を発行しました。SFAS第158号は、雇用主に対して、確定給付型年金及びその他の退職後給付制度について、1) 給付債務と年金資産の公正価額の差異を測定することにより連結財務諸表において年金財政状態を認識すること、2) 未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異の発生額について、発生期間のその他の包括利益累計額の構成要素として資本の部において認識すること、3) 年金資産と給付債務を雇用主の貸借対照表日現在にて測定すること、及び4) 年金会計移行時における未認識数理計算上の損失や過去勤務費用による翌事業年度の純年金費用への影響額について、連結財務諸表に注記において追加情報として開示することを要求しています。

当社グループは、平成19年3月31日に終了する会計年度よりSFAS第158号の積立て状況の認識及び開示に関する規定を適用しています。SFAS第158号の適用により、平成19年3月31日現在の当社グループの連結財務諸表における純資産額は、111,731千円減少しました。

法人所得税

法人所得税は、税引前中間利益に基づいて計上しています。また、法人所得税には財務報告目的と税務目的で認識された資産負債間の一時差異及び税務上の繰越欠損金に対する税効果の影響を含めています。評価性引当金は、繰延税金資産のうち実現が不確実であると考えられる部分に対して設定されています。

外貨換算

外貨表示の財務諸表は、SFAS第52号「外貨表示の換算」に従い換算されます。これにより、当社グループの海外子会社及び持分法適用関連会社の資産及び負債は、中間決算日の為替レートにより日本円に換算されています。全ての損益項目は期中平均レートにより換算され、換算により生じる調整額は、その他の包括利益累計額に含み計上しております。

外貨建資産及び負債は、実質上、米ドル表示の現金及び預金からなっており、中間連結決算日レートをを用いて計算した金額により計上しています。その結果生じる為替差損益は損益に計上しています。

デリバティブ金融商品

当社グループは、SFAS第133号「デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計処理」（SFAS第138号及び第149号により改定された。それらをあわせてSFAS第133号とする）に従い、すべてのデリバティブを資産又は負債のいずれかとして貸借対照表上に認識し、これらの商品を公正価値により測定しています。SFAS第133号に準拠して、当社グループは金利スワップ契約を、変動利付借入金の利息に関連して支出するキャッシュ・フローの変動をヘッジするものとして指定しました(キャッシュ・フロー・ヘッジ)。当該デリバティブの利益又は損失のうち有効部分は、当初、その他の包括利益の一項目として報告され、その後、対象となる取引が損益に影響を与える時点で、損益に組み替えています。当該利益又は損失のうち非有効部分は直ちに損益に計上されます。

当社グループは金利リスクをヘッジするために契約を締結しており、それ自体の取引目的で契約を締結したり、デリバティブ商品を利用するものではありません。

株式を基礎とした報酬

当社グループは、平成18年4月1日より、ストックオプションやその他の株式を基礎とした報酬に関する報酬費用について、修正プロスペクティブ法による公正価値に基づき測定し、計上することを求める改訂版SFAS第123号「株式を基礎とした報酬」（以下、「SFAS改訂第123号」といいます。）及び関連するFASB職員意見書（以下、「FSP」といいます。）を適用しています。SFAS改訂第123号は、適用日以前に付与されたオプションについては、権利の確定していないストックオプションの公正価値を残存する権利確定期間にわたって報酬費用として認識します。SFAS改訂第123号適用以前に権利が確定した報酬に帰属するこれらオプションの公正価値の部分については、認識されません。当社グループの既存の株式を基礎とした報酬は、既にその全ての権利が確定していたことから、SFAS改訂第123号は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に影響を与えませんでした。

研究開発費

研究開発費は発生時に費用計上しています。

広告宣伝費

広告宣伝費は発生時に費用認識し、販売費に計上しています。

基本的及び希薄化後1株当たり中間（当期）純利益

基本的1株当たり中間（当期）純利益は、期中の加重平均流通普通株式数を用いて計算しています。

希薄化後1株当たり中間（当期）純利益は、ストックオプション行使に伴い発行可能な株式の希薄化の影響を勘案して算出しております。なお、基本的及び希薄化後1株当たり中間（当期）純利益の調整計算については、後記の注記「10 基本的及び希薄化後1株当たり中間（当期）純利益」をご参照ください。

その他の包括利益（損失）

その他の包括利益(損失)は、在外子会社の財務諸表の換算により生じる為替換算調整勘定、売却可能有価証券に係る未実現損益、キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブに係る利益又は損失からなっています。

セグメント情報

FAS第131号「企業のセグメントと関連情報に関する開示」は、事業セグメントに関する情報の開示基準を定めています。事業セグメントは、収益を稼得し、費用が発生する事業活動が行われる企業構成要素で、経営上の最高意思決定者によって資源配分の意思決定や、業績評価のため、その経営成績が定期的にレビューされており、そのための分離した財務情報が得られる企業構成要素と定義されています。

当社グループは、インターネット接続サービス、付加価値サービス、システムインテグレーション及びネットワークに関連する機器の販売等の役務を複合し、顧客のニーズに応じて包括的なソリューションとして提供しております。当社グループの事業活動の最高意思決定者である当社グループの代表取締役社長CEOは、定期的に収益と費用のレビューを連結ベースにて行っており、資源の配分と事業評価に関する意思決定を単一のセグメントに基づき行っております。

新たな会計基準

平成18年6月に、FASBは、SFAS第109号「法人所得税の会計」に従い企業の財務諸表において認識すべき法人所得税における不確実性に関する会計処理を明確にするために、FASB解釈指針第48号「法人所得税における不確実性に関する会計－SFAS第109号の解釈」（以下、「FIN第48号」といいます。）を発行しましたが、当社グループは、当中間連結会計期間よりFIN第48号を適用しています。FIN第48号は、税務申告書において採用され、又は採用されることが期待される税務ポジションの財務諸表での認識及び測定のための認識段階及び測定尺度について規定しています。FIN第48号は、認識の中止、計上区分、利息と罰金・科料、四半期財務諸表での会計処理、開示と移行手続に関する指針についても規定しています。FIN第48号の適用は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与えませんでした。

平成18年9月に、FASBは、SFAS第157号「公正価値による測定」を発行しました。SFAS第157号は、会計基準における公正価値による測定に関する枠組を確立し、公正価値測定に関する開示事項を拡大しています。SFAS第157号は、平成19年11月15日より後に開始する会計年度に発行される財務諸表より適用となります。当社グループは、SFAS第157号の適用による影響額を現在評価中です。

平成19年2月に、FASBは、SFAS第159号「金融資産及び金融負債に関する公正価値の選択」を発行しました。SFAS第159号は、企業が多く金融商品及び特定の勘定について、個々に公正価値で測定することを認めています。SFAS第159号は、複雑なヘッジ会計を適用することなく特定の資産及び負債を個々に測定することより生じる利益への影響を緩和し、財務報告を改善することを目的としています。

SFAS第159号は、平成19年11月15日より後に開始する会計年度より適用となります。当社グループは、SFAS第159号の適用による影響額を現在評価中です。

2 企業結合

前中間連結会計期間に生じた企業結合はありません。

当中間連結会計期間に生じた企業結合は以下のとおりです。

当社グループは、平成19年6月1日に、パナソニック ネットワークサービスズ(株)（以下、「PNS」といいます。）が新設分割により設立した(株)ハイホー（以下、「ハイホー」といいます。）の全株式を取得し、同日より営業を開始いたしました。ハイホーは、PNSが「hi-ho」のサービスブランドで提供してきた主に個人向けインターネットサービスプロバイダ事業（以下、「ISP事業」といいます。）、及び法人向けソリューション事業を引き継ぎました。ハイホーの取得は、個人向けインターネットサービス分野に対しても、当社グループの法人向けインターネット関連ビジネスで培ってきた技術力を生かし、より安全で満足度の高いサービスを提供することで、ISP事業のさらなる拡大を目指すという当社グループの戦略に合致したものであります。同社株式の取得価額は、1,230,450千円でした。取得価額は、同社の生み出す将来キャッシュ・フローに基づき決定しました。ハイホーの業績は、当中間連結会計期間において、同社の取得日以降、当社グループの中間連結財務諸表に反映されています。ハイホーの取得による当社グループの連結営業収益及び連結当期純利益への影響額は、前中間連結会計期間首及び当中間連結会計期間期首に当該取得が完了していたと仮定すると、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間における営業収益について、それぞれ2,751百万円及び848百万円の増収であり、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間における当期純利益について、それぞれ128百万円の増益及び18百万円の減益であったと見積もられます。

また、この場合の基本的普通株式1株当たり中間純利益は、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間において、それぞれ14,618円及び16,794円と見積もられます。希薄化後普通株式1株当たり中間純利益は、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間において、それぞれ14,605円及び16,775円と見積もられます。

前連結会計年度に生じた企業結合に重要性はありません。

3 その他投資

当社グループの市場性のある持分証券（主として日本企業の普通株式からなる市場性のある株式）は全て、SFAS第115号に従って売却可能有価証券として区分されています。前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末において、売却可能有価証券として区分されている有価証券に関する情報は次のとおりです。

	前中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）			
	取得原価	未実現利益	未実現損失	公正価額
売却可能有価証券－持分証券（千円）	216,860	3,283,043	—	3,499,903

	当中間連結会計期間末（平成19年9月30日現在）			
	取得原価	未実現利益	未実現損失	公正価額
売却可能有価証券－持分証券（千円）	500,265	600,582	70,250	1,030,597

	前連結会計年度末（平成19年3月31日現在）			
	取得原価	未実現利益	未実現損失	公正価額
売却可能有価証券－持分証券（千円）	252,988	1,057,288	12,582	1,297,694

以下の表は、投資分類別及び未実現損失の継続期間別に、前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末において、一時的な減損と考えられる投資の公正価額及び未実現損失を示しています。

	前中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価額	未実現損失	公正価額	未実現損失	公正価額	未実現損失
市場性のある有価証券（千円）	—	—	—	—	—	—

	当中間連結会計期間末（平成19年9月30日現在）					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価額	未実現損失	公正価額	未実現損失	公正価額	未実現損失
市場性のある有価証券（千円）	327,877	70,250	—	—	327,877	70,250

	前連結会計年度末（平成19年3月31日現在）					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価額	未実現損失	公正価額	未実現損失	公正価額	未実現損失
市場性のある有価証券（千円）	37,398	12,582	—	—	37,398	12,582

当社グループは、すべての投資に対して一時的な減損か否かを判定するために定期的にレビューを行っています。当該分析はアナリストのレポートや信用格付けや株価変動率のレビューを含んでいます。

当中間連結会計期間末における当社グループの市場性のある持分証券の未実現損失は、日本の商業銀行、日本の人材派遣会社及び日本の大手鉄道会社等の普通株式及び投資信託に関するものです。各々の公正価額は取得原価に対して0.6%～61.8%下落しています。なお、未実現損失の発生期間は12ヶ月未満です。当社グループは、当該公正価額が将来回復するのに十分な合理的期間にわたって株式を継続所有するという能力と意図があり、当該投資が当中間連結会計期間末現在で一時的な減損であると判断しております。

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における、売却可能有価証券の売却による収入は、それぞれ1,100,374千円、609,112千円及び3,883,915千円でした。前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における売却可能有価証券の売却による売却益は、それぞれ923,865千円、213,643千円及び3,242,257千円でした。また、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における売却可能有価証券の売却による売却損は、それぞれ113千円及び12,358千円でした。なお、これらは連結損益計算書の「その他の収益（費用）」に計上されています。

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度末現在の、原価法による投資額は合計で、それぞれ2,717,505千円、1,404,388千円及び1,544,047千円でした。

その他の収益（費用）に計上されている、市場性のない持分証券に対する投資の評価減による損失は、一時的なものでないと考えられた価額の下落を反映して計上されたものであり、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、それぞれ1,029千円、164,421千円及び1,363,389千円でした。

日本では、有価証券貸借契約に基づき、市場参加者が無担保で金融機関から債券あるいは株式を貸借する市場がありますが、当社グループは有価証券貸借契約に基づき無担保にて株式の貸出を行っています。前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度末現在、当社グループは、それぞれ197,800千円、151,200千円及び218,000千円相当の売却可能有価証券を有価証券貸借契約に基づき金融機関に貸出しております。

4 持分法適用関連会社に対する投資及び貸付金

当社グループは、日本及び韓国において、様々な事業会社を用いてインターネット関連事業を設立、運営しています。持分法適用関連会社が運営している事業には、Webページのコンテンツデザイン(㈱アトム（平成19年3月まで））、相互接続ポイントの運営、インターネットコンテンツの大容量配信及びハウジングサービスの提供(インターネットマルチフィード㈱)、インターネット総合ポータルサイト等の運営（㈱インターネットレボリューション（コナミ㈱の連結子会社であり、平成18年2月に設立））、ポイント管理システムの開発、構築、販売及びアウトソース受託等の提供（タイヘイコンピュータ㈱（平田機工㈱の連結子会社であり、当社は平成19年7月に出資））、ATM・ネットワーク運営事業（㈱トラストネットワークス（平成19年7月に設立））及び韓国におけるデータセンターサービスの提供(i-Heart Inc.)が含まれています。

平成19年3月28日に、当社は、当社が保有する㈱アトム株式の全てを185,900千円にて譲渡し、252千円の売却益を計上しました。当社は、㈱アトムについて、平成19年3月まで持分法適用関連会社としておりましたが、平成19年9月30日現在、同社は当社の持分法適用関連会社ではありません。

当社グループの持分法適用関連会社との間の前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末現在の残高ならびに前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の取引高の総額の要約は次のとおりです。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(平成18年9月30日現在)	(平成19年9月30日現在)	(平成19年3月31日現在)
売掛金（千円）	52,917	54,937	43,268
買掛金及び未払金（千円）	14,140	19,281	15,808
	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
営業収益（千円）	248,778	263,286	481,850
営業費用（千円）	75,805	96,514	172,971

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、当社が持分法適用関連会社から受け取った配当金はありません。

前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末現在の当社グループの持分法適用関連会社に対する投資及び貸付金ならびに各所有割合の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)	
	所有割合(%)	金額(千円)	所有割合(%)	金額(千円)	所有割合(%)	金額(千円)
㈱アトム	40.00	94,070	—	—	—	—
インターネットマルチフィード㈱	29.44	393,140	30.00	542,020	29.72	461,750
㈱インターネットレボリューション	30.00	496,885	30.00	213,459	30.00	328,435
タイヘイコンピュータ㈱	—	—	45.00	234,943	—	—
その他		59,315		75,009		68,305
合計		1,043,410		1,065,431		858,490

貸付金に対する評価性引当金控除後の純額であるi-Heart Inc.に対する貸付金は、前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末時点において、ともに34,545千円です。

当社グループは、通常の事業の過程において、国内及び国際バックボーン回線、事務所建物、POP（Point of Presenceの略。ユーザにインターネットの接続を提供するためにインターネット接続事業者がバックボーンに用意する場所のこと。）ならびにデータ通信及びその他の設備に関する様々なリース契約を締結しています。SFAS第13号「リース会計」の規定に定められているキャピタル・リースの要件に一つ又はそれ以上当てはまるリース契約はキャピタル・リースとして分類されており、その他はオペレーティング・リースとして分類されています。

当社グループが顧客にネットワーク機器をリースする場合など、当社グループの売上の一部は、契約期間が複数年のリース契約により顧客へ提供されています。当社は、このようなリース取引について、SFAS第13号に基づき、セールスタイプ・リースとして分類しております。

オペレーティング・リース

当社グループは、顧客が当社のネットワークに接続するために利用するアクセス回線を含む通信回線の利用のために、通信キャリア等とのオペレーティング・リース契約を有しています。国内バックボーン回線のリースは、一般に、最短リース期間が1年の解約不能リースです。国際バックボーン回線のリースは、1年のリース期間で通信キャリアとの間に締結されており、原則として解約不能です。当社グループはまた、事務所建物を賃借しており、これに係る払戻可能なリース預託金は敷金保証金として資産計上されています。また、平成21年までに順次満期日を迎える解約不能オペレーティング・リースにより事務所設備を、また別途POPを賃借しています。

前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末現在の払戻可能な敷金保証金の内訳は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間末 (平成18年 9 月 30 日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年 9 月 30 日現在)	前連結会計年度末 (平成19年 3 月 31 日現在)
	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
本社	1, 185, 307	1, 198, 555	1, 185, 307
販売事務所及び子会社事務所	292, 819	697, 814	438, 211
その他	53, 919	64, 619	62, 623
払戻可能な敷金保証金合計	1, 532, 046	1, 960, 988	1, 686, 141

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のバックボーン回線に関するリース費用は、それぞれ1, 747, 484千円、1, 668, 251千円及び3, 515, 934千円です。前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のアクセス回線のリース費用は、主として法人向け接続サービス売上に係るものであり、それぞれ2, 283, 165千円、3, 254, 820千円及び4, 616, 413千円です。また、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のその他のリース費用は、それぞれ2, 105, 392千円、2, 971, 154千円及び4, 381, 951千円です。

当社グループは、事務所建物の一部を転貸しています。上記のその他のリース費用は、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の転貸収入11, 017千円、11, 017千円及び22, 034千円をそれぞれ控除した金額です。

キャピタル・リース

当社グループは、キャピタル・リース契約により調達したデータ通信及びその他の設備を利用してインターネット接続サービス及びその他のインターネット関連サービスを行っています。キャピタル・リース契約の行使により調達した資産の公正価額及び減価償却累計額は、前中間連結会計期間末現在ではそれぞれ13, 596, 471千円及び6, 707, 839千円であり、当中間連結会計期間末現在ではそれぞれ15, 283, 077千円及び7, 445, 912千円です。また、前連結会計年度末現在ではそれぞれ13, 000, 872千円及び6, 101, 574千円です。

当中間連結会計期間末現在、前述の回線調達に係る解約不能リース契約を含む(ただし、当社グループが顧客にそのまま請求する法人向け接続サービス回線を除く)解約不能オペレーティング・リース及びキャピタル・リースに基づき将来支払われるリース料は、以下のとおりです。

	当中間連結会計期間末（平成19年 9 月 30 日現在）		
	回線に関わる オペレーティング・リース	その他の オペレーティング・リース	キャピタル・リース
	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
平成20年 9 月 30 日まで	448, 320	1, 214, 507	3, 379, 457
平成20年10月 1 日以降	664, 006	688, 224	4, 809, 338

セールスタイプ・リース

当社グループは、顧客とセールスタイプ・リース契約を締結しています。当社グループは、セールスタイプ・リース契約に基づく売上について、リース資産が顧客に引き渡され検収された時点で収益として認識しています。収益は将来支払額の現在価値が認識され、セールスタイプ・リースの受取利息は利息法を用いその他収益として認識されます。

当中間連結会計期間末現在におけるセールスタイプ・リースへの純投資額の内訳は、以下のとおりです。

	当中間連結会計期間末 (平成19年 9 月30日現在)
	金額 (千円)
平成20年 9 月30日まで	368, 170
平成21年 9 月30日まで	295, 585
平成22年 9 月30日まで	239, 781
平成23年 9 月30日まで	139, 872
将来最小受取リース料総額 (注)	1, 043, 408
リース資産の見積残存価額 (無保証)	215, 917
控除：未獲得利益額	55, 964
セールスタイプ・リースへの純投資額	1, 203, 361
控除：セールスタイプ・リースへの純投資額 (短期)	342, 337
セールスタイプ・リースへの純投資額 (長期)	861, 024

(注) 将来最小受取リース料総額からは、利益込みの見積将来費用235, 823千円が控除されています。

6 借入金及び転換社債

前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末現在における短期借入金は、銀行当座借越から構成されています。短期借入金は固定金利で、前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末における短期借入金に係る加重平均利率は、それぞれ1.088%、1.268%及び1.141%です。

前中間連結会計期間末及び前連結会計年度末現在の長期借入金の内訳は、以下のとおりです。なお、当中間連結会計期間末現在において、長期借入金はありません。

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
無担保長期銀行借入金(最長返済期限は平成19年。金利は変動金利で支払われ、前中間連結会計期間末及び前連結会計年度末現在の加重平均利率は、それぞれ3.565%及び3.815%)	82,000	—	40,000
無担保長期銀行借入金(最長返済期限は平成19年。金利はTIBORに基づく変動金利で支払われ、前中間連結会計期間末及び前連結会計年度末時点におけるTIBORはそれぞれ0.474%及び0.706%。当該契約に基づく前中間連結会計期間末及び前連結会計年度末現在の変動金利の加重平均利率は、それぞれ1.512%及び1.706%)	900,000	—	250,000
長期分割払借入金(最長返済期限は平成19年。前中間連結会計期間末現在の加重平均利率は、2.55%)	78,476	—	—
合計	1,060,476	—	290,000
控除：1年以内返済予定長期借入金	△1,060,476	—	△290,000
長期借入金－1年以内返済予定分控除後	—	—	—

当社グループは、一部の長期借入金について金利リスクを管理するために金利スワップ契約を締結し、固定金利に変更しております。前中間連結会計期間末の900,000千円の長期借入金残高及び前連結会計年度末の250,000千円の長期借入金残高に適用されている加重平均実効利率は、当該スワップ契約の実行後でそれぞれ、年1.812%及び年1.670%でした。

平成15年3月14日に、当社グループは、新本社屋に関して貸主に支払う敷金の資金調達のために、リース会社との間に長期分割払借入契約を締結しました。平成19年3月に、当社グループは、当該分割払借入を完済しました。

わが国における大部分の長短銀行借入金は、銀行取引約定に基づいて行われます。銀行取引約定書によれば、債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合、銀行は借手に対して借入金の担保(又は追加担保)の差入れあるいは保証人を要求することができます。銀行はそれらの担保を、その差入理由の如何を問わず、借手の全ての債務に対して差入れた担保として扱うことが出来ます。また、借入契約の内には、借手が債務を履行しなかった場合、占有している借手の資産を取立又は処分できる権限を銀行に認めているものもあります。当社は、当中間連結会計期間末現在、借入金残高に対して銀行へ担保提供を行っておりません。

当社グループは、邦銀数行との間に当座借越契約を締結しており、その未使用残高は前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末において、それぞれ7,020,000千円、8,970,000千円及び13,370,000千円でした。

当社グループは、平成16年8月に、ある金融機関と有価証券貸借取引契約を締結しました。当社グループは、この契約に基づき、売却可能有価証券を当該契約における貸株として提供し、この有価証券貸渡の見返りとして現金を収受します。この取引は、会計上、市場性のある有価証券を担保とした担保付借入として処理されており、当該契約における収入額は、有価証券貸借取引に伴う債務として、また貸株はその他投資として表示されていました。この契約において、当社グループは、取引の開始時点で一定額の市場性のある有価証券を担保として差入れますが、その後、当該有価証券の時価の変動により、当初収受した現金の一部を返済するか、追加の現金を収受していました。当該債務に対し、当社は変動金利に基づく金利を支払っていましたが、前中間連結会計期間末及び平成19年3月27日現在の当該利率は、それぞれ0.76%及び0.76%でした。平成19年3月27日に、当社グループは契約期間満了に伴い、当該契約に基づく債務を全額返済しました。

7 退職給付制度

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における期間純年金費用の内訳は、以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
勤務費用	117,896	149,208	257,960
利息費用	12,970	15,538	26,589
年金資産の期待運用収益	△13,471	△14,549	△26,942
移行時債務の償却	201	201	402
数理計算上の損失の償却	1,252	1,850	2,505
期間純年金費用	118,848	152,248	260,514

当社グループは、ほぼ全従業員を対象とする確定給付型年金制度を有しております。当社は、従業員非拠出型の確定給付型年金制度に対し、毎期掛金を拠出しております。当連結会計年度において、当社は173,159千円の掛金拠出を予定しております。当中間連結会計期間における掛金拠出額は、82,692千円であります。

8 約定債務及び偶発債務

平成13年12月、連邦証券諸法違反を申し立てる集団訴訟が当社、即ち当社ならびに一部の当社取締役、そして当社の米国にての新規株式公開時の引受証券会社を被告として提起されました。同様の申立ては、平成10年以降に新規株式公開を行った他の300社以上の発行体に対しても起こされており、ニューヨーク州南部地区では、これらの申立てを統一した手続きの中で進めています。平成14年4月24日に修正訴状が提出され、特に、当社の新規公開株式の引受人が、(i)引受人の顧客との間で、一定の補償契約(例えば、未公開の手数料契約又は流通市場で株式を買取る抱き合わせ契約)を締結した、及び(ii)新規株式公開後において流通市場で当社の株価を人為的に引き上げる操作を行ったことにより、証券諸法に違反したと主張されました。平成14年7月15日、当社は、同様な各種訴訟で提訴を受けている発行者や個人による、修正訴状の却下を求める共同申立てに参加しました。平成15年2月19日、裁判所は、当該却下を求める申立てについて裁定をしました。裁判所は、当社に対する主張が不十分であるとして、証券取引法により定められたRule 10b-5に基づく当該請求の却下を求める申立てを承認しました。また、証券取引法第11条に基づく請求の却下を求める申立ては、併合された事件における当社を含めた実質的に全ての被告について否認されました。平成15年6月、当社は条件付きで、本件の原告との提案された部分的な和解に同意し、和解被告である他の発行体と共に、和解契約についての裁判所の仮承認を求めました。平成17年2月15日、裁判所は、和解契約について一部修正条件付きで仮承認しました。平成17年8月31日、裁判所は、和解契約の一部修正の承認及び和解原告の範囲に関する暫定的な命令を発令しました。平成18年4月24日に和解契約に関する審査が行われましたが、裁判所は決定を留保しました。部分的な和解は裁判所の承認を受けていない状態であり、原告の引受証券会社に対する訴訟は継続中でした。連邦地方裁判所は、訴訟を、併合された310の事件全てについてではなく、数件の事件(以下、「集中審理事件」といいます。)に絞って行うと判断しました。当社の事件はそれらの事件に含まれていません。平成16年10月13日、連邦地方裁判所は、当該事件を集団訴訟として認定しました。被告である引受証券会社は、当該認定について控訴し、平成18年12月5日、連邦控訴裁判所は、連邦地方裁判所による集団訴訟であるという認定を破棄しました。平成19年4月6日、連邦控訴裁判所は、原告の再弁論の申立てを否認し、続いて同年5月18日には、全員一致でこれを否認しました。連邦控訴裁判所の見解を踏まえて、当社を含めた全ての発行体である被告のための特別代理人は、連邦地方裁判所に、当該訴訟クラスのような否認された和解クラスは認定されないことから和解契約も承認されない旨を知らせました。平成19年6月25日、連邦地方裁判所は、和解契約を終了する命令を発令しました。平成19年8月14日、原告は、集中審理事件について第2修正訴状を提出し、同年9月27日、再度、集団訴訟としての認定を求める申立てを行いました。平成19年11月12日、一部の被告は、集中審理事件において第2修正訴状の却下を求める申立てを行いました。当該申立てについての双方の陳述は、平成20年1月に終了する予定です。確実な予想が困難であるという訴訟自体の本質からしても、本件の最終的な結果を正確に予測することはできません。

上記に加え、当社グループは通常の事業の過程において生じる他の訴訟及び請求の当事者となっています。

当社は、資産運用の一環として、平成18年5月31日付にて、主として米国未上場株式等を投資対象とするファンドに対し5,000千米ドルの資金拠出を行う投資一任契約を投資顧問会社と締結しました。当社は、当該ファンドの資金拠出要請(キャピタル・コール)に応じ、今後複数年間にて資金を順次拠出する予定であり、当中間連結会計期間末現在、1,063千米ドルを拠出済です。

また、当社は、同じく資産運用として、平成19年1月17日付にて、主として欧州、アジア及びイスラエルの未上場株式等を投資対象とするファンドに対し5,000千米ドルの資金拠出を行う投資一任契約を投資顧問会社と締結しました。当社は、当該ファンドの資金拠出要請(キャピタル・コール)に応じ、今後複数年間にて資金を順次拠出する予定であり、当中間連結会計期間年度末現在、420千米ドルを拠出済です。

9 デリバティブ及びその他の金融商品

金利スワップ契約

当社グループは長期銀行借入金に関して金利変動の影響を受けます。金利リスクの管理に関する当社グループの方針は、長期銀行借入金に係る変動金利支払による将来キャッシュ・フロー変動のリスクをヘッジすることです。変動金利借入金に係るキャッシュ・フロー・リスクを軽減するために、当社グループは変動金利借入金を固定金利借入金に転換する金利スワップ契約を利用しています。

当社グループはまた、金利スワップの相手方の契約不履行があった場合の信用に関する損失の影響を受けますが、当該相手方は国際的に認知された金融機関であるため、いずれの相手方にも債務の不履行はないものと予想しています。

ヘッジ手段として指定された金利スワップの公正価額の変動は、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のその他の包括利益累計額に計上されています。これらの金額は、その後ヘッジ対象の銀行借入金が損益に影響を与える期間と同じ期間に金利の調整として支払利息に組み替えられます。金利スワップの期間、想定元本及び金利改定日は、長期借入金に係るものと厳密に一致しています。スワップの取引条件は時価によるため、その開始時の価額はゼロとなります。よって、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度に損益に計上されたヘッジの非有効部分はありませんでした。前中間連結会計期間及び前連結会計年度において、それぞれ1,610千円及び4,776千円のデリバティブ純損失が支払利息に組み替えられました。また、当中間連結会計期間においては45千円の純利益が支払利息の戻しに組み替えられました。

10 基本的及び希薄化後1株当たり中間（当期）純利益

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における、基本的1株当たり中間（当期）純利益及び希薄化後1株当たり中間（当期）純利益の調整計算は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
分子：			
中間（当期）純利益（千円）	2,853,920	3,477,400	5,409,713
分母：			
普通株式の期中平均株式数－基本的（株）	203,989	206,002	203,992
ストックオプションによる希薄化効果（株）	177	226	252
普通株式の期中平均株式数－希薄化後（株）	204,166	206,228	204,244
基本的普通株式1株当たり 中間（当期）純利益（円）	13,991	16,880	26,519
希薄化後普通株式1株当たり 中間（当期）純利益（円）	13,978	16,862	26,487

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、以下のストックオプションの行使に伴い発行可能な株式は、その権利行使価格が当社の普通株式の市場平均価格を上回っていたことから、希薄化後1株当たり中間（当期）純利益の計算に含めておりません。

希薄化の計算から除いたストックオプションの行使に伴う潜在株式数は、下記のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
ストックオプションの行使に伴い 発行可能な株式（株）	950	950	950

11 重要な後発事象

当社は、ATM・ネットワークの運営事業を行う予定の当社の持分法適用関連会社である㈱トラストネットワークス（平成19年7月設立。当中間連結会計期間末現在の同社の資本金は22,500千円であり、当社の議決権所有割合は33.3%）に対して、同社のネットワークシステムの試験運用開始にあわせ、平成19年10月31日付けにて485,000千円の追加出資を行い、当社の連結子会社（本書提出日現在の当社の議決権所有割合は60.5%）といたしました。

平成19年11月12日付けの取締役会の決議により、平成19年9月30日を基準日とする1株当たり中間配当金750円（中間配当金総額は154,859千円）の支払いを決定いたしました。

（２）【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		8,917,253		8,959,438		8,692,843	
2 売掛金		6,137,159		5,989,898		6,841,462	
3 たな卸資産		144,164		126,994		299,041	
4 その他	※5	1,100,769		1,998,130		1,343,076	
貸倒引当金		△36,475		△36,805		△50,558	
流動資産合計		16,262,870	53.9	17,037,655	47.0	17,125,864	53.4
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1	512,698		1,581,656		1,663,642	
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		1,516,517		1,616,921		1,558,649	
(2) その他		9,245		9,245		9,245	
無形固定資産合計		1,525,762		1,626,166		1,567,894	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※4	5,565,623		1,670,136		2,029,075	
(2) 関係会社株式		4,432,216		11,097,150		7,462,421	
(3) 敷金保証金	※2	1,325,619		1,343,313		1,325,492	
(4) 繰延税金資産		—		1,229,915		306,126	
(5) その他		533,433		720,613		604,083	
貸倒引当金		△65,251		△66,875		△69,050	
投資その他の 資産合計		11,791,640		15,994,252		11,658,147	
固定資産合計		13,830,100	45.9	19,202,074	53.0	14,889,683	46.5
III 繰延資産		53,436	0.2	17,812	0.0	35,624	0.1
資産合計		30,146,406	100.0	36,257,541	100.0	32,051,171	100.0

[illegible]

[illegible]

[illegible]

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	繰越利益剰余金			
平成18年 3 月31日残高 (千円)	16,833,847	21,980,395	△24,519,617	14,294,625	3,928,242	18,222,867
当中間会計期間中の変動額						
中間純利益	—	—	1,626,478	1,626,478	—	1,626,478
資本金の減少（注）	△2,539,222	—	2,539,222	—	—	—
資本準備金の減少（注）	—	△21,980,395	21,980,395	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間会 計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	△1,926,236	△1,926,236
当中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△2,539,222	△21,980,395	26,146,095	1,626,478	△1,926,236	△299,758
平成18年 9 月30日残高 (千円)	14,294,625	—	1,626,478	15,921,103	2,002,006	17,923,109

（注）平成18年 6 月28日の定時株主総会において決議された会社法第447条第 1 項及び第448条第 1 項に基づく資本金及び資本準備金の減少が、平成18年 8 月 4 日に効力発生したことによるものであります。

当中間会計期間（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益準備金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年 3 月31日 残高 （千円）	14, 294, 625	—	—	—	4, 876, 947	4, 876, 947	19, 171, 572
当中間会計期間中の変動額							
新株の発行（注）	—	1, 015, 310	1, 015, 310	—	—	—	1, 015, 310
剰余金の配当				—	△306, 450	△306, 450	△306, 450
利益準備金の積立				30, 645	△30, 645	—	—
中間純利益	—	—	—	—	2, 071, 176	2, 071, 176	2, 071, 176
株主資本以外の項目の当中間会 計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当中間会計期間中の変動額合計 （千円）	—	1, 015, 310	1, 015, 310	30, 645	1, 734, 081	1, 764, 726	2, 780, 036
平成19年 9 月30日 残高 （千円）	14, 294, 625	1, 015, 310	1, 015, 310	30, 645	6, 611, 028	6, 641, 673	21, 951, 608

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	
平成19年 3 月31日 残高 （千円）	659, 591	19, 831, 163
当中間会計期間中の変動額		
新株の発行（注）	—	1, 015, 310
剰余金の配当	—	△306, 450
利益準備金の積立	—	—
中間純利益	—	2, 071, 176
株主資本以外の項目の当中間会 計期間中の変動額（純額）	△315, 672	△315, 672
当中間会計期間中の変動額合計 （千円）	△315, 672	2, 464, 364
平成19年 9 月30日 残高 （千円）	343, 919	22, 295, 527

（注）平成19年 5 月11日を効力発生日とした株式交換により当社の連結子会社 2 社を完全子会社といたしました。当該株式交換の実施の際に、当該子会社 2 社の少数株主に交付する当社の新株式2, 178株を発行したことによるものです。

前事業年度（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成18年 3 月31日残高 (千円)	16, 833, 847	21, 980, 395	△24, 519, 617	14, 294, 625	3, 928, 242	18, 222, 867
当事業年度中の変動額						
当期純利益	—	—	4, 876, 947	4, 876, 947	—	4, 876, 947
資本金の減少（注）	△2, 539, 222	—	2, 539, 222	—	—	—
資本準備金の減少（注）	—	△21, 980, 395	21, 980, 395	—	—	—
株主資本以外の項目の当事業年 度中の変動額（純額）	—	—	—	—	△3, 268, 651	△3, 268, 651
当事業年度中の変動額合計 (千円)	△2, 539, 222	△21, 980, 395	29, 396, 564	4, 876, 947	△3, 268, 651	1, 608, 296
平成19年 3 月31日残高 (千円)	14, 294, 625	—	4, 876, 947	19, 171, 572	659, 591	19, 831, 163

（注）平成18年 6 月28日の定時株主総会において決議された会社法第447条第 1 項及び第448条第 1 項に基づく資本金及び資本準備金の減少が、平成18年 8 月 4 日に効力発生したことによるものであります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び 評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 (2) デリバティブ 利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引であり、原則として時価法を採用しております。 (3) たな卸資産 商品及び貯蔵品 移動平均法による原価法を採用しております。 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 (2) デリバティブ 同左 (3) たな卸資産 商品及び貯蔵品 同左 仕掛品 同左	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 (2) デリバティブ 同左 (3) たな卸資産 商品及び貯蔵品 同左 仕掛品 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 8～15年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づき償却しております。	(1) 有形固定資産 旧定率法を採用しております。 なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 8～15年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 8～15年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。 (3) 監査役退職慰労引当金 常勤監査役の退職慰労金の支払に備えて、「監査役退職慰労金規程」に基づく中間期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 常勤監査役に対する退職慰労金につきましては、前中間会計期間は支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期において「監査役退職慰労金規程」に基づく期末要支給額を監査役退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。 なお、前中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、2,470千円多く計上されております。 (4) 役員退職慰労引当金	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左 (3) 監査役退職慰労引当金 (4) 役員退職慰労引当金 常勤役員の退職による退職慰労金の支給に備えるため、取締役及び監査役退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。なお、監査役退職慰労引当金(当中間連結会計期間末残高は840千円)は、役員退職慰労引当金に含めて表示しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。 (3) 監査役退職慰労引当金 (4) 役員退職慰労引当金 常勤役員の退職による退職慰労金の支給に備えるため、取締役及び監査役退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当期より監査役退職慰労引当金(当事業年度末残高は510千円)は、役員退職慰労引当金に含めて表示しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 引当金の計上基準		(追加情報) 常勤取締役に対する退職慰労金につきましては、従来、支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日)が平成19年4月13日付けで一部改正され「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)の公表を踏まえ、平成19年3月に「取締役退職慰労金規程」の制定を行い、前事業年度下期より役員退職慰労引当金を計上しております。 なお、取締役退職慰労金に係る規程は、前事業年度下期に制定したため、前中間会計期間は、従来の方によっております。従って、前中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益は13,540千円、税引前中間純利益は147,220千円多く計上されております。	(会計方針の変更) 常勤取締役に対する退職慰労金につきましては、従来、支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日)が平成19年4月13日付けで一部改正され「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)の公表を踏まえ、平成19年3月に「取締役退職慰労金規程」の制定を行い、当事業年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この変更により、当事業年度発生額23,460千円は販売費及び一般管理費に、過年度発生額133,680千円は特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益及び経常利益は23,460千円、税引前当期純利益は157,140千円減少しております。 なお、取締役退職慰労金に係る規程は、下期に制定したため、当中間会計期間は、従来の方によっております。従って、当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益は13,540千円、税引前中間純利益は147,220千円多く計上されております。
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5 ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度等を定めた内部規程に基づき、借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップを採用しております。当該金利スワップは特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。	同左	同左
6 その他中間財務諸表及び財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
(ストック・オプション等) 当中間会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第 8 号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年 5 月31日)を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。		(ストック・オプション等) 当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第 8 号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年 5 月31日)を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。
(貸借対照表「純資産の部」の表示) 当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成17年12月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成17年12月 9 日)を適用しております。 従来の資本の部に相当する金額は、純資産の部と同額であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。		(貸借対照表「純資産の部」の表示) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成17年12月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成17年12月 9 日)を適用しております。 従来の資本の部に相当する金額は、19,831,163千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)
	(中間貸借対照表) 前中間会計期間まで区分掲記しておりました流動負債の「預り金」(当中間会計期間末19,066千円)は、金額的重要性が低くなったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年 9 月30日現在)	当中間会計期間末 (平成19年 9 月30日現在)	前事業年度末 (平成19年 3 月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、679,257千円であります。 ※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおり であります。 敷金保証金 1,146,039千円 担保付債務は次のとおりであります。 未払金 78,476千円 ※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 5 行と当座貸越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額 8,670,000千円 差入実行残高 4,650,000千円 差引額 4,020,000千円 ※4 投資有価証券のうち、834,100千円については、貸株に供しております。また、この内の636,300千円の担保として受け入れた金額を、預り金として480,960千円計上しております。 ※5 自由処分権を有する担保受入金融資産 当社は、i-Heart, Inc. に対し、51,246千円の貸付を行っております。これによりi-Heart, Inc. から担保として有価証券を受け入れております。なお、受け入れた有価証券の中間決算日の時価は40,819千円であります。 ※6 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 7 偶発債務	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、881,451千円であります。 ※2 担保資産及び担保付債務 ※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 5 行と当座貸越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額 15,270,000千円 差入実行残高 9,100,000千円 差引額 6,170,000千円 ※4 投資有価証券のうち、151,200千円については、貸株に供しております。 ※5 自由処分権を有する担保受入金融資産 当社は、i-Heart, Inc. に対し、51,246千円の貸付を行っております。これによりi-Heart, Inc. から担保として有価証券を受け入れております。なお、受け入れた有価証券の中間決算日の時価は47,101千円であります。 ※6 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 7 偶発債務 平成13年12月、連邦証券諸法違反を申し立てる集団訴訟が当社、即ち当社ならびに一部の当社取締役、そして当社の米国にての新規株式公開時の引受証券会社を被告として提起されました。同様の申立ては、平成10年以降に新規株式公開を行った他の300社以上の発行体に対しても起こされており、ニューヨーク州南部地区では、これらの申立てを統一した手続きの中で進めています。平成14年 4 月24日に修正訴状が提出され、特に、当社の新規公開株式の引受人が、(i)引受人の顧客との間で、一定の補償契約(例えば、未公開の手数料契約又は流通市場で株式を買取る抱き合わせ契約)を締結した、及び(ii)新規株式公開後において流通市場で当社の株価を人為的に引き上げる操作を行ったことにより、証券諸法に違反したと主張されました。(続く)	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、694,005千円であります。 ※2 担保資産及び担保付債務 ※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 5 行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額 15,270,000千円 差入実行残高 5,100,000千円 差引額 10,170,000千円 ※4 投資有価証券のうち、218,000千円については、貸株に供しております。 ※5 自由処分権を有する担保受入金融資産 当社は、i-Heart, Inc. に対し、51,246千円の貸付を行っております。これによりi-Heart, Inc. から担保として有価証券を受け入れております。なお、受け入れた有価証券の期末日の時価は37,353千円であります。 ※6 消費税等の取扱い 7 偶発債務 平成13年12月、連邦証券諸法違反を申し立てる集団訴訟が当社、即ち当社ならびに一部の当社取締役、そして当社の米国にての新規株式公開時の引受証券会社を被告として提起されました。同様の申立ては、平成10年以降に新規株式公開を行った他の300社以上の発行体に対しても起こされており、ニューヨーク州南部地区では、これらの申立てを統一した手続きの中で進めています。平成14年 4 月24日に修正訴状が提出され、特に、当社の新規公開株式の引受人が、(i)引受人の顧客との間で、一定の補償契約(例えば、未公開の手数料契約又は流通市場で株式を買取る抱き合わせ契約)を締結した、及び(ii)新規株式公開後において流通市場で当社の株価を人為的に引き上げる操作を行ったことにより、証券諸法に違反したと主張されました。(続く)

前中間会計期間末 (平成18年 9 月30日現在)	当中間会計期間末 (平成19年 9 月30日現在)	前事業年度末 (平成19年 3 月31日現在)
7 偶発債務	7 偶発債務 (続き) 平成14年 7 月15日、当社は、同様な各種訴訟で提訴を受けている発行者や個人による、修正訴状の却下を求める共同申立てに参加しました。平成15年 2 月19日、裁判所は、当該却下を求める申立てについて裁定をしました。裁判所は、当社に対する主張が不十分であるとして、証券取引法により定められたRule 10b-5に基づく当該請求の却下を求める申立てを承認しました。また、証券取引法第11条に基づく請求の却下を求める申立ては、併合された事件における当社を含めた実質的に全ての被告について否認されました。平成15年 6 月、当社は条件付きで、本件の原告との提案された部分的な和解に同意し、和解被告である他の発行体と共に、和解契約についての裁判所の仮承認を求めました。平成17年 2 月15日、裁判所は、和解契約について一部修正条件付きで仮承認しました。平成17年 8 月31日、裁判所は、和解契約の一部修正の承認及び和解原告の範囲に関する暫定的な命令を発令しました。平成18年 4 月24日に和解契約に関する審査が行われましたが、裁判所は決定を留保しました。部分的な和解は裁判所の承認を受けていない状態であり、原告の引受証券会社に対する訴訟は継続中でした。連邦地方裁判所は、訴訟を、併合された310の事件全てについてではなく、数件の事件(以下、「集中審理事件」といいます。)に絞って行うと判断しました。当社の事件はそれらの事件に含まれていません。平成16年10月13日、連邦地方裁判所は、当該事件を集団訴訟として認定しました。被告である引受証券会社は、当該認定について控訴し、平成18年12月 5 日、連邦控訴裁判所は、連邦地方裁判所による集団訴訟であるという認定を破棄しました。平成19年 4 月 6 日、連邦控訴裁判所は、原告の再弁論の申立てを否認し、続いて同年 5 月18日には、全員一致でこれを否認しました。連邦控訴裁判所の見解を踏まえて、当社を含めた全ての発行体である被告のための特別代理人は、連邦地方裁判所に、当該訴訟クラスのような否認された和解クラスは認定されないことから和解契約も承認されない旨を知らせました。平成19年 6 月25日、連邦地方裁判所は、和解契約を終了する命令を発令しました。平成19年 8 月14日、原告は、集中審理事件について第2修正訴状を提出し、同年 9 月27日、再度、集団訴訟としての認定を求める申立てを行いました。平成19年11月12日、一部の被告は、集中審理事件において第2修正訴状の却下を求める申立てを行いました。当該申立てについての双方の陳述は、平成20年 1 月に終了する予定です。確実な予想が困難であるという訴訟自体の本質からしても、本件の最終的な結果を正確に予測することはできません。	7 偶発債務 (続き) 平成14年 7 月15日、当社は、同様な各種訴訟で提訴を受けている発行者や個人による、修正訴状の却下を求める共同申立てに参加しました。平成15年 2 月19日、裁判所は、当該却下を求める申立てについて裁定をしました。裁判所は、当社に対する主張が不十分であるとして、証券取引法により定められたRule 10b-5に基づく当該請求の却下を求める申立てを承認しました。また、証券取引法第11条に基づく請求の却下を求める申立ては、併合された事件における当社を含めた実質的に全ての被告について否認されました。平成15年 6 月、当社は条件付きで、本件の原告との提案された部分的な和解に同意し、和解被告である他の発行体と共に、和解契約についての裁判所の仮承認を求めました。和解契約では、被告である引受証券会社の回収について当社の保険会社が保証を行うこと及び当社がその他の非金銭的な報酬を提供することと引き替えに、修正訴状における不公正な行為について被告である当社及び取締役を解放することになっています。引受証券会社に対する訴訟は継続中です。連邦地方裁判所は、訴訟を、併合された310の事件全てについてではなく、数件の事件に絞って行うと判断しました。当社の事件はそれらの事件に含まれていません。平成16年10月13日、連邦地方裁判所は、当該事件を集団訴訟として認定しました。被告である引受証券会社は、当該認定について控訴し、平成18年12月 5 日、連邦控訴裁判所は、連邦地方裁判所による集団訴訟であるという認定を破棄しました。平成19年 4 月 6 日、連邦控訴裁判所は、原告の再弁論の申立てを否認し、続いて同年 5 月18日には、全員一致でこれを否認しました。連邦控訴裁判所の見解を踏まえて、当社を含めた全ての発行体である被告のための特別代理人は、連邦地方裁判所に、当該訴訟クラスのような否認された和解クラスは認定されないことから和解契約も承認されない旨を知らせました。連邦控訴裁判所の命令に従った和解契約の交渉を再度行うことの可能性は不明です。また、確実な予想が困難であるという訴訟自体の本質からしても、本件の最終的な結果を正確に予測することはできません。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 1,117千円 受取手数料 18,774千円 受取配当金 54,611千円 受取ブランド使用料 27,112千円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 7,805千円 受取手数料 11,597千円 受取配当金 21,329千円 受取ブランド使用料 29,869千円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取手数料 37,909千円 受取配当金 58,868千円 受取ブランド使用料 61,561千円
※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 40,600千円 新株発行費償却 17,812千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 50,466千円 新株発行費償却 17,812千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 74,123千円 新株発行費償却 35,624千円
※3 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 925,389千円	※3 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 213,643千円	※3 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 3,242,640千円
※4 特別損失のうち主要なもの ソフトウェア除却損 9,549千円 工具器具備品除却損 17,477千円 建物除却損 14,453千円	※4 特別損失のうち主要なもの 関係会社株式評価損 536,541千円 投資有価証券評価損 73,909千円	※4 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券評価損 1,221,900千円 役員退職慰労引当金 繰入額 133,680千円 ソフトウェア除却損 75,798千円 工具器具備品除却損 20,426千円 建物除却損 15,049千円
※5 減価償却実施額 有形固定資産 73,502千円 無形固定資産 321,506千円	※5 減価償却実施額 有形固定資産 213,633千円 無形固定資産 256,918千円	※5 減価償却実施額 有形固定資産 178,182千円 無形固定資産 587,383千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日）

- 1．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。
- 2．配当に関する事項
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日）

- 1．発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	204,300	2,178	—	206,478

（注）当社の連結子会社2社（㈱アイアイジェイテクノロジー及び㈱ネットケア）を完全子会社化するために、平成19年5月11日を効力発生日とする株式交換を実施し、当該株式交換に際して前記の2連結子会社少数株主に交付する新株式2,178株を発行したことによる増加であります。

- 2．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。
- 3．配当に関する事項
（1）配当金支払金額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	306,450	1,500	平成19年3月31日	平成19年6月27日

- （2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	154,859	750	平成19年9月30日	平成19年12月4日

前事業年度（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）

- 1．自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。
- 2．配当に関する事項
（1）配当金支払金額
該当事項はありません。

- （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	306,450	1,500	平成19年3月31日	平成19年6月27日

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)借主側 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)借主側 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)借主側 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th><th>中間期末 残高 相当額 (千円)</th></tr><tr><td>有形固定 資産</td><td>7,707,817</td><td>4,049,118</td><td>3,658,699</td></tr><tr><td>ソフト ウェア</td><td>76,394</td><td>55,860</td><td>20,534</td></tr><tr><td>合計</td><td>7,784,211</td><td>4,104,978</td><td>3,679,233</td></tr></table> ②未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,551,721千円 1年超 2,222,373千円 合計 3,774,094千円 ③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,111,452千円 減価償却費相当額 1,031,552千円 支払利息相当額 76,653千円 ④減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ⑤利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)	有形固定 資産	7,707,817	4,049,118	3,658,699	ソフト ウェア	76,394	55,860	20,534	合計	7,784,211	4,104,978	3,679,233	<table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th><th>中間期末 残高 相当額 (千円)</th></tr><tr><td>有形固定 資産</td><td>7,267,496</td><td>3,214,684</td><td>4,052,812</td></tr><tr><td>ソフト ウェア</td><td>32,434</td><td>25,688</td><td>6,746</td></tr><tr><td>合計</td><td>7,299,930</td><td>3,240,372</td><td>4,059,558</td></tr></table> ②未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,702,555千円 1年超 2,457,284千円 合計 4,159,839千円 ③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 945,830千円 減価償却費相当額 874,963千円 支払利息相当額 77,943千円 ④減価償却費相当額の算定方法 同左 ⑤利息相当額の算定方法 同左		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)	有形固定 資産	7,267,496	3,214,684	4,052,812	ソフト ウェア	32,434	25,688	6,746	合計	7,299,930	3,240,372	4,059,558	<table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th><th>期末残高 相当額 (千円)</th></tr><tr><td>有形固定 資産</td><td>6,793,079</td><td>2,879,869</td><td>3,913,210</td></tr><tr><td>ソフト ウェア</td><td>52,978</td><td>40,738</td><td>12,240</td></tr><tr><td>合計</td><td>6,846,057</td><td>2,920,607</td><td>3,925,450</td></tr></table> ②未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,617,630千円 1年超 2,402,648千円 合計 4,020,278千円 ③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,104,415千円 減価償却費相当額 1,953,442千円 支払利息相当額 153,682千円 ④減価償却費相当額の算定方法 同左 ⑤利息相当額の算定方法 同左		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	有形固定 資産	6,793,079	2,879,869	3,913,210	ソフト ウェア	52,978	40,738	12,240	合計	6,846,057	2,920,607	3,925,450
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)																																															
有形固定 資産	7,707,817	4,049,118	3,658,699																																															
ソフト ウェア	76,394	55,860	20,534																																															
合計	7,784,211	4,104,978	3,679,233																																															
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)																																															
有形固定 資産	7,267,496	3,214,684	4,052,812																																															
ソフト ウェア	32,434	25,688	6,746																																															
合計	7,299,930	3,240,372	4,059,558																																															
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																																															
有形固定 資産	6,793,079	2,879,869	3,913,210																																															
ソフト ウェア	52,978	40,738	12,240																																															
合計	6,846,057	2,920,607	3,925,450																																															

前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)																
(2)貸主側 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 48,068千円 1 年超 65,959千円 合計 114,027千円 上記は、すべて転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の期末残高相当額であります。 なお、当該転貸リース取引は、おおむね同一の条件で第三者にリースしておりますので、ほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。	(2)貸主側 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th><th>中間期末 残高 相当額 (千円)</th></tr><tr><td>有形固定 資産</td><td>1,079,587</td><td>107,959</td><td>971,628</td></tr></table> ②未経過リース料中間期末残高相当額 1 年内 208,591千円 1 年超 789,293千円 合計 997,884千円 ③受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 99,909千円 減価償却費 107,959千円 受取利息相当額 18,205千円 ④利息相当額の算定方法 利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。 ⑤転貸リースに係る未経過リース料中間期末残高相当額 1 年内 125,083千円 1 年超 55,401千円 合計 180,484千円 なお、当該転貸リース取引は、おおむね同一の条件で第三者にリースしておりますので、ほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)	有形固定 資産	1,079,587	107,959	971,628	(2)貸主側 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th><th>期末残高 相当額 (千円)</th></tr><tr><td>有形固定 資産</td><td>1,079,587</td><td>0</td><td>1,079,587</td></tr></table> ②未経過リース料期末残高相当額 1 年内 185,099千円 1 年超 894,488千円 合計 1,079,587千円 ③転貸リースに係る未経過リース料期末残高相当額 1 年内 123,440千円 1 年超 118,357千円 合計 241,797千円 なお、当該転貸リース取引は、おおむね同一の条件で第三者にリースしておりますので、ほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	有形固定 資産	1,079,587	0	1,079,587
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)															
有形固定 資産	1,079,587	107,959	971,628															
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)															
有形固定 資産	1,079,587	0	1,079,587															
2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1 年内 1,405,756千円 1 年超 852,159千円 合計 2,257,915千円	2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1 年内 1,289,276千円 1 年超 1,000,123千円 合計 2,289,399千円	2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1 年内 1,255,039千円 1 年超 371,656千円 合計 1,626,695千円																

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末（平成18年 9 月30日現在）、当中間会計期間末（平成19年 9 月30日現在）及び前事業年度末（平成19年 3 月31日現在）のいずれにおいても、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日）、当中間会計期間（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日）及び前事業年度（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）のいずれにおいても、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	87, 729円37銭	1 株当たり純資産額	107, 980円16銭	1 株当たり純資産額	97, 068円84銭
1 株当たり中間純利益	7, 961円22銭	1 株当たり中間純利益	10, 054円16銭	1 株当たり中間純利益	23, 871円50銭
潜在株式調整後 1 株 当たり中間純利益	7, 954円18銭	潜在株式調整後 1 株 当たり中間純利益	10, 042円70銭	潜在株式調整後 1 株 当たり中間純利益	23, 841円16銭

(注) 1 株当たり中間（当期）純利益額又は潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1 株当たり中間（当期）純利益金額			
中間（当期）純利益（千円）	1, 626, 478	2, 071, 176	4, 876, 947
普通株式に係る中間（当期）純利益（千円）	1, 626, 478	2, 071, 176	4, 876, 947
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—	—
普通株式の期中平均株式数（株）	204, 300	206, 002	204, 300
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額			
中間（当期）純利益調整額	—	—	—
普通株式増加数（株）	181	235	260
（うち、新株引受権（株））	(181)	(235)	(260)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法に基づく新株引受権 1 種類（新株引受権の目的となる株式の数950株）。この詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	旧商法に基づく新株引受権 1 種類（新株引受権の目的となる株式の数950株）。この詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	旧商法に基づく新株引受権 1 種類（新株引受権の目的となる株式の数950株）。この詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1	1 持分法適用関連会社への追加出資の件 当社は、ATM・ネットワークの運営事業を行う予定の当社の持分法適用関連会社である㈱トラストネットワークス（当中間会計期間末現在の同社の資本金は22,500千円、当社の議決権所有割合は33.3%）に対して、同社のネットワークシステムの試験運用開始にあわせ、平成19年10月31日付けにて485,000千円の追加出資を行い、当社の連結子会社といたしました。 なお、同社の概要（（3）及び（4）は本書提出日現在の内容）は、以下の通りであります。 (1) 設立年月日 平成19年7月17日 (2) 本店所在地 東京都中央区 (3) 資本金 322,000千円 (4) 当社の議決権所有割合 60.5% (5) 決算期 3月	1 連結子会社2社の簡易株式交換による完全子会社化の件 当社は、平成19年4月5日に、当社の子会社である㈱アイアイジェイテクノロジー及び㈱ネットケアをそれぞれ簡易株式交換により完全子会社化することを決議し、株式交換契約を締結いたしました。平成19年5月11日に各株式交換は効力発生し、両社は同日をもって当社の完全子会社となりました。当社は、当該株式交換の効力発生に伴い、両社の株主に対して交付する当社の新株式2,178株を発行いたしました。 なお、当社は、上記に先立ち、平成19年4月に㈱アイアイジェイテクノロジー及び㈱ネットケアの少数株主の一部より両社の株式をそれぞれ1,635,123千円及び340,000千円にて譲り受け、平成19年4月5日現在にて、両社に対する出資比率をそれぞれ95.2%及び92.5%へと増加いたしました。
2	2	2 ㈱ハイホーの株式の取得（子会社化）について 当社は、平成19年3月29日に、パナソニック ネットワークサービズ㈱と、同社が平成19年6月1日に同社のISP及び法人向けソリューション事業を新設分割し設立する新設会社㈱ハイホーの全株式を1,200,000千円にて譲り受けることについて合意し、事業譲渡契約を締結いたしました。当社は、当該事業譲渡契約に基づき、平成19年6月1日に同社の全株式を取得し、当社の完全子会社といたしました。

(2) 【その他】

平成19年11月12日付けの取締役会の決議により、平成19年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む）または登録株式質権者に対し、次のとおり、第16期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)中間配当を行うことを決定いたしました。

①配当金の総額	154,859千円
②1株当たり中間配当金	750円00銭
③支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成19年12月4日

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日（平成19年4月1日）から当半期報告書提出日（平成19年12月20日）までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（募集によらないで取得される有価証券の発行）及び同項第6号の2（株式交換）の規定に基づく臨時報告書を、平成19年4月5日に関東財務局長へ提出。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第15期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
平成19年6月27日 関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(2) 有価証券報告書の訂正報告書）
平成19年10月3日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月25日

株式会社インターネットイニシアティブ
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	椎野晃雄	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山口隆史	印
----------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターネットイニシアティブの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本勘定計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「当中間連結財務諸表作成の基準について」参照）に準拠して、株式会社インターネットイニシアティブ及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

株式会社インターネットイニシアティブ
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	椎野晃雄	㊞
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山口隆史	㊞
----------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターネットイニシアティブの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本勘定計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「当中間連結財務諸表作成の基準について」参照）に準拠して、株式会社インターネットイニシアティブ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表の注記11重要な後発事象に記載されているとおり、会社は持分法適用関連会社である(株)トラストネットワークスに追加出資し、支配権を獲得している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月25日

株式会社インターネットイニシアティブ
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	椎野晃雄	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山口隆史	印
----------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターネットイニシアティブの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社インターネットイニシアティブの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

株式会社インターネットイニシアティブ
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	椎野晃雄	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山口隆史	印
----------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターネットイニシアティブの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社インターネットイニシアティブの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は持分法適用関連会社である(株)トラストネットワークスに追加出資し、支配権を獲得している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。